

地域と学校の連携・協働の充実

地域と学校の体制づくり

～コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部等整備のための参考資料～

平成 31 年 2 月

岩手県教育委員会

目次

はじめに	3
------	---

I 本県の現状 3

1 本県で進められてきた連携・協働の体制や取組 3

- (1) 既存の体制や取組 3
- (2) 新たな体制や取組 4

2 地域学校協働活動の取組状況 5

- (1) 多様な地域学校協働活動の展開 5
- (2) 地域学校協働活動への児童生徒・保護者等の参加状況 6
- (3) 地域学校協働活動の効果 7

3 既存の体制や取組の状況 8

- (1) 学校評議員制度による地域と学校の連携・協働 8
- (2) いわて型 CS による地域と学校の連携・協働 10
- (3) 教育振興運動による地域と学校の連携・協働 11

4 地域と学校の連携・協働の課題 12

- (1) 関係者の意識 12
 - ア 校長の課題意識
 - イ 保護者の課題意識
 - ウ 地域住民等の課題意識
- (2) 既存の体制や取組による連携・協働の課題 15

II これからの本県がめざす地域と学校の連携・協働 17

1 本県で地域と学校の連携・協働を進める意義と方向性 17

2 体制整備により期待される効果 18

- (1) 組織的・持続的な体制としての機能 19
- (2) 当事者意識の高まり 19
- (3) 学校は保護者や地域住民等にとってのよりどころに 19

3 「地域とともにある学校づくり」のための体制整備(CS 導入) 20

- (1) 本県で目指す CS (学校運営協議会制度) 20
- (2) 学校運営協議会の 3 つの機能 21
 - ア 「校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。」について
 - イ 「学校運営 (必要な支援を含む) について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。」について
 - ウ 「教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。」について

- (3) 学校運営協議会を活用した学校運営のサイクル 21

4 CS 導入の具体方策 23

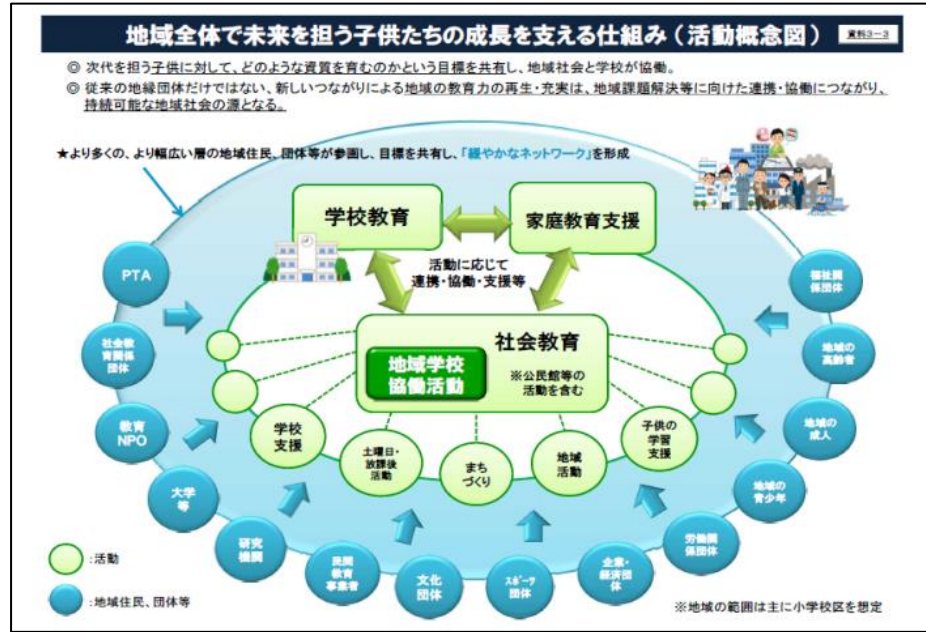
- (1) 既存の体制や取組を発展・拡充させて CS 導入を図る具体例 24
 - ア 「学校評議員制度」の活用
 - イ 「教育振興運動 (事務局)」の活用

(2) その他地域や学校の実状に応じた体制整備の例	25
ア 学校内外のその他の組織や取組を関連付ける例	
イ 学校内のその他の組織や取組を一体化する例	
ウ 複数校に一つのCSを導入する体制	
(3) CSの導入の手続き	27
ア 教育委員会の準備	
① 域内の連携・協働の実状を把握し、CS導入までのビジョンをもつ	
② 「学校運営協議会規則」を作成する	
イ 学校の準備	
① ビジョンや課題を関係者全員で共有する	
② 組織づくりを行う	
③ 学校運営協議会委員を選出する	
④ 学校運営協議会の開催計画を立てる	
(4) 発展・拡充する際の留意点	32
既存の体制や取組及び「学校運営協議会制度」の特徴や内容を十分理解すること	
(5) 連携・協働を強化するための取組「いわて型CS」	32
5 「学校を核とした地域づくり」のための体制整備	33
(1) 地域の体制整備の必要性	33
(2) 地域の体制整備の基本的な考え方	34
6 地域の体制整備の具体方策	34
(1) 「教育振興運動（事務局）」や「地域学校協働本部」の現状点検と発展・拡充	35
(2) 現状を点検する際の視点	35
ア 学校又は地域の体制の点検や現状把握	
イ 分類に応じた改善（発展・拡充）の方向	
① 地域学校協働本部がすでに設置（コーディネータが配置）され、教育振興運動（事務局）も（学校内又は外に）設置されている場合	
② 地域学校協働本部は未設置で、教育振興運動（事務局）が学校内にある場合	
③ 地域学校協働本部は未設置で、教育振興運動（事務局）が学校外にある場合	
7 学校と地域の体制整備に関する配慮事項	38
(1) 関係者への十分な周知を図ること	38
(2) 教育委員会がリーダーシップを発揮すること	38
(3) 「学校教育主管課」と「生涯学習・社会教育主管課」との連携・協働すること	39
(4) 関係者の人材確保・人材育成を図ること	39
(5) コーディネート機能が発揮されるようにすること	40
おわりに	40
《資料》	42
・いわての連携・協働体制の比較（関連する組織や体制の概要整理）	
・学校運営協議会設置に係るQ&A（国の動向）	
・【ポンチ絵】いわての「コミュニティ・スクール」	

はじめに

学校は、地域を離れては存在し得ないものであり、児童生徒はそこで様々な経験を重ねて成長しています。次代を担う児童生徒の健全な成長のためには、学校と地域（高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等）が相互にパートナーとなって社会総掛かりでの教育の実現を図ることが必要です。

また、学校の教育活動が一層効果的に展開されるためには、教育目標や方針、特色ある教育活動の取組、児童生徒の状況などを地域に説明し、理解を求めて必要な協力を得たり、学校が地域からの要望に応えたりするなど、地域との意思疎通を図りながら、積極的な連携・協働を進める「地域とともにある学校づくり」が大切となります。



I 本県の現状

1 本県で進められてきた連携・協働の体制や取組

《ポイント》

- ◆ 本県では「学校評議員」「教育振興運動」「いわて型コミュニティ・スクール」等の体制や取組により、地域や学校の連携・協働が図られてきた。
- ◆ 近年では、「学校運営協議会制度」や「地域学校協働本部」の整備により、地域と学校の連携・協働を組織的に進める自治体や学校が見られるようになってきた。

(1) 既存の体制や取組

本県ではこれまで、「教育振興運動」や「いわて型コミュニティ・スクール（以下、コミュニティ・スクールは「CS」と記述）」、「学校評議員制度」などの体制や取組により、それぞれの地域や学校の実状に応じて地域と学校が協働して行う様々な活動（地域学校協働活動^{※1}）に積極的に取り組んできました。

【既存の体制や取組】

ア 学校評議員制度（「学校教育法施行規則第49条」に基づく体制）

校長の推薦により、教育委員会が委嘱した委員（保護者や地域の関係者）で構成。学校運営について、校長の求めに応じて、意見を述べるができる体制。

イ いわて型CS^{※2}

「まなびフェスト」を活用して検証可能な目標達成型の学校経営を進めるとともに、地域と学校が目標や取組内容、達成状況等を共有するなどの連携・協働を図る取組。

ウ 教育振興運動

地域の教育課題の解決のため、5者（子ども・家庭・学校・地域・行政）による話し合いにより役割を分担して実践的活動を展開する本県独自の運動。推進体制にはそれぞれ特色はあるものの、同じ理念の下、県内全ての市町村で取り組まれており、その基礎単位となる実践区（学校区など）は、現在約500近くに上る。

※1 地域学校協働活動：地域学校協働活動は、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で児童生徒の学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。地域学校協働活動をとおり、地域が学校や児童生徒を応援・支援するという一方の関係だけではなく、児童生徒の成長を軸として、双方が互いに膝を突き合わせて意見を出し合い学び合う中で、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりが深まることにより、「学校を核とした地域づくり」の活性化も図られることが期待されている。《文部科学省生涯学習政策局「地域学校協働活動ハンドブック」（平成30年1月）》

(2) 新たな体制や取組

近年では、本県においても、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の6）」（平成29年3月31日改正）に基づいた学校の体制「学校運営協議会制度」や、「社会教育法（第5条の2・第6条の2・第9条の7）」で推奨する地域の体制「地域学校協働本部」の整備により、地域と学校の連携・協働を組織的に進める自治体や学校が、徐々に見られるようになってきています。

【本県の連携・協働の新たな体制や取組】

エ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の6）」に基づく体制）

保護者をはじめ、多様な地域の団体や機関の代表から構成される学校運営協議会を設置する学校をコミュニティ・スクール（以下、「CS」と記述）と呼び、学校と保護者や地域住民等がともに知恵を出し合い学校運営に意見を反映させることで、地域と一体となって「地域とともにある学校づくり」を進める体制。

本県においては、前述のア（学校評議員制度）やイ（いわて型CS^{※2}）の発展的な体制や取組と位置付けられ、その取組が始まっている。

オ 地域学校協働本部（「社会教育法」（第5条の2・第6条の2・第9条の7）で推奨する体制）

地域学校協働本部は、地域学校協働活動を実効的且つ円滑に進めるためにコーディネート機能を発揮する体制。地域学校協働活動を推進する地域学校協働活動推進員（コーディネーター）が配置され教育委員会や学校を拠点とする。

推進員が中心となって地域学校協働活動を充実させることにより、地域が学校や児童生徒を応援・支援するという一方向の関係だけではなく、児童生徒の成長を軸として、双方が互いに膝を突き合わせて意見を出し合い学び合う中で、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりが深まることにより、「学校を核とした地域づくり」の活性化も図られることが期待されている。

現在の連携・協働の体制や取組一覧（比較）

体制や取組	地域の体制		学校の体制		
	地域学校協働本部	教育振興運動（事務局）	いわて型CS	学校評議員制度	CS （学校運営協議会）
法的根拠	社会教育法 （第5条・第6条・ 第9条関係）	—	—	学校教育法施行規則第49条 （平成12年4月1日施行）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の6 （平成16年9月9日施行） （平成29年4月1日施行）
	法的措置なし	—	—	小中学校及び高等学校管理運営規則 小中学校評議員取扱規定	学校運営協議会（設置）規則
設置状況	全国 公立小中学校 約59%	—	—	全公立学校 約80%	全公立学校5,432校（14.7%） （平成30年4月1日）
	岩手県 公立小中学校 約22% （平成29年度）	公立小中義務教育学校 100%	公立小中義務教育学校 100%	公立小中義務教育学校 約76% 全県立学校 100% （平成26年5月1日現在）	公立小中義務教育学校 30校（6.3%） （平成30年7月1日現在）
出典	平成30年度地域学校協働活動等の実施状況調査【文部科学省】	平成29年度教育振興運動の推進状況調査【岩手県】	—	平成26年度間学校評価等実施状況調査【文部科学省】	平成30年度コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入・推進状況等調査【文部科学省】

※2 「いわて型CS」：「いわて型CS」は、平成19年度より本県独自で進めてきた目標達成型の学校経営の取組のこと。「まなびフェスト」を活用して保護者や地域住民等と学校の目標や取組内容の共有を図ってきた。一方、「CS」は、今般地教法の改正により努力義務化された「学校運営協議会を設置する学校」のことである。

2 地域学校協働活動の取組状況

《ポイント》

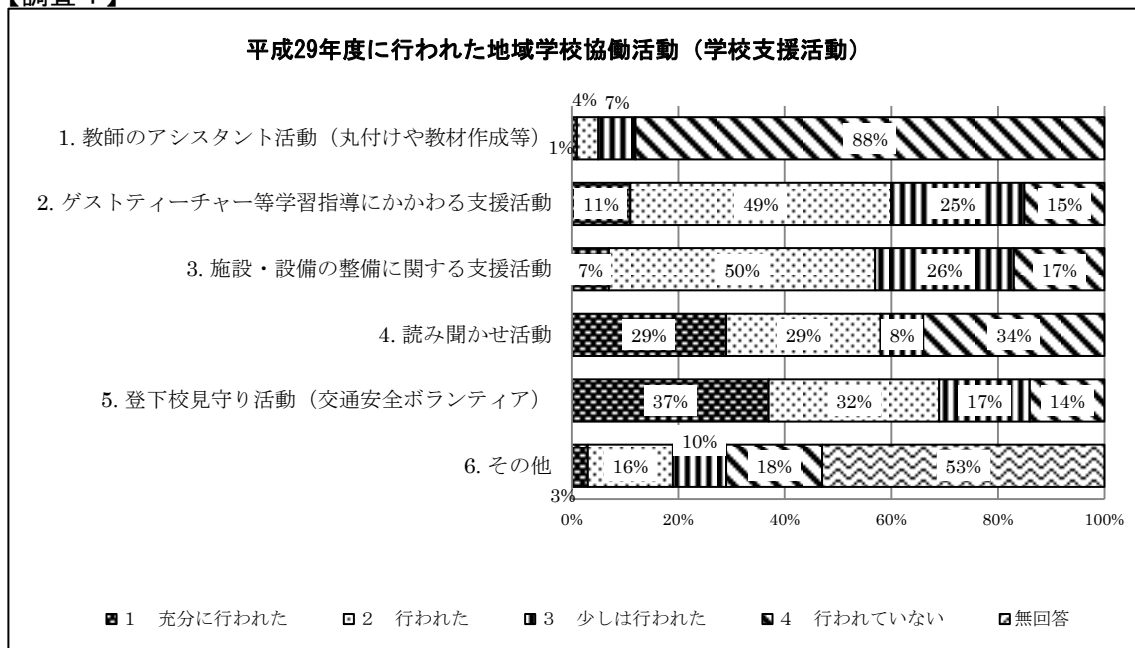
- ◆ 地域や学校の実状に応じて多様な地域学校協働活動が取り組まれている。
- ◆ 地域学校協働活動に、保護者や地域住民が積極的に参加している。
- ◆ 地域学校協働活動のうち、「学習支援に関する地域学校協働活動の充実」に関しては更に充実の余地がある。
- ◆ 本県で進められてきた地域学校協働活動は、学校教育水準の向上に効果があり、その成果が関係者に実感を伴って理解されている。

(1) 多様な地域学校協働活動の展開

本県では、前述の体制や取組により、学校では主に「学校支援に関わる地域学校協働活動」が様々な展開されてきました。

学校で行われた地域学校協働活動（学校支援活動）を類別してみると、本県では「ゲストティーチャー等学習指導にかかわる支援活動」「施設・設備の整備に関する支援活動」「登下校見守り活動（交通安全ボランティア）」「読み聞かせ活動」が多く行われている状況です。【調査1】

【調査1】



平成30年度「地区別校長研修講座」意識調査【校長※3】

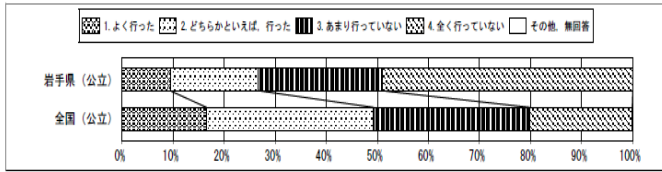
なお、「平成30年度全国学力・学習状況調査【学校質問紙】」によると、「ボランティア等による授業サポート（補助）を行ったか」に関しては、その実施状況は小学校・中学校ともに全国と比較して低い結果となっていることから、「学習支援に関する地域学校協働活動の充実」について、本県においては更に充実させる余地があると考えられます。【調査2】

※3 対象：県内公立小中学校長 455名
 《内訳》 ・小学校：308名 ・中学校：146名 ・義務養育学校1名

【調査2】

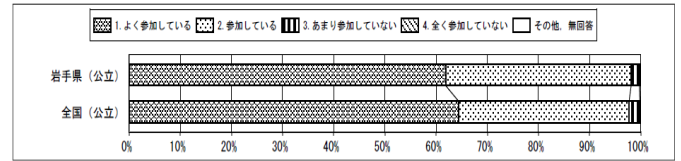
《小学校》

質問番号	質問事項									
(54)	調査対象学年の児童に対して、前年度までに、ボランティア等による授業サポート（補助）を行いましたか									
選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	その他、無回答
岩手県（公立）	9.4	17.3	24.2	49.1						0.0
全国（公立）	16.5	32.7	30.6	20.1						0.1



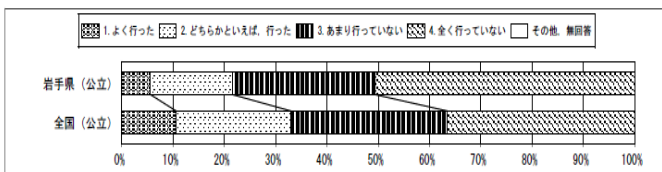
《小学校》

質問番号	質問事項									
(60)	保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加していますか									
選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	その他、無回答
岩手県（公立）	61.9	36.2	1.6	0.3						0.0
全国（公立）	64.4	33.3	2.1	0.2						0.0



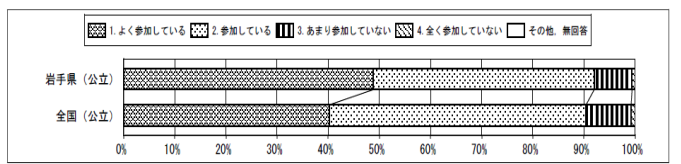
《中学校》

質問番号	質問事項									
(52)	調査対象学年の生徒に対して、前年度までに、ボランティア等による授業サポート（補助）を行いましたか									
選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	その他、無回答
岩手県（公立）	5.6	16.0	27.8	50.6						0.0
全国（公立）	10.6	22.4	30.5	36.5						0.1



《中学校》

質問番号	質問事項									
(57)	保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加していますか									
選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	その他、無回答
岩手県（公立）	48.8	43.2	7.4	0.6						0.0
全国（公立）	40.2	50.2	8.8	0.8						0.1



平成30年度全国学力・学習状況調査【学校質問紙】

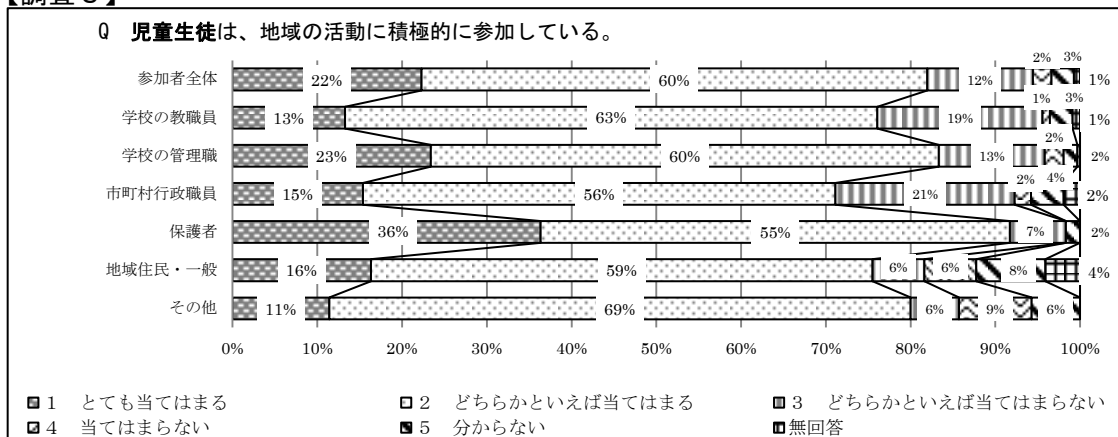
(2) 地域学校協働活動への児童生徒・保護者等の参加状況

「平成30年度地域とともにある学校づくり推進フォーラム」で行った調査からは、「児童生徒の地域への積極的参加」「保護者の学校活動への積極的参加」とともに、関係者全体で肯定的回答が多い結果（どちらも80%以上）となりました。【調査3】【調査4】

また、「平成30年度全国学力・学習状況調査【学校質問紙】」では、「保護者や地域の学校支援への参加状況」に関する項目に関しても、肯定的回答（「よく参加している」「参加している」）が小・中学校ともに高い結果（どちらも90%以上）となっており、この結果は、全国と比較しても高い状況です。【調査5】

このことから、本県で進められてきた教育振興運動やいわて型CS、学校評議員制度などの体制や取組により、地域学校協働活動への関係者の積極的な協力が得られている状況が見てとれます。

【調査3】

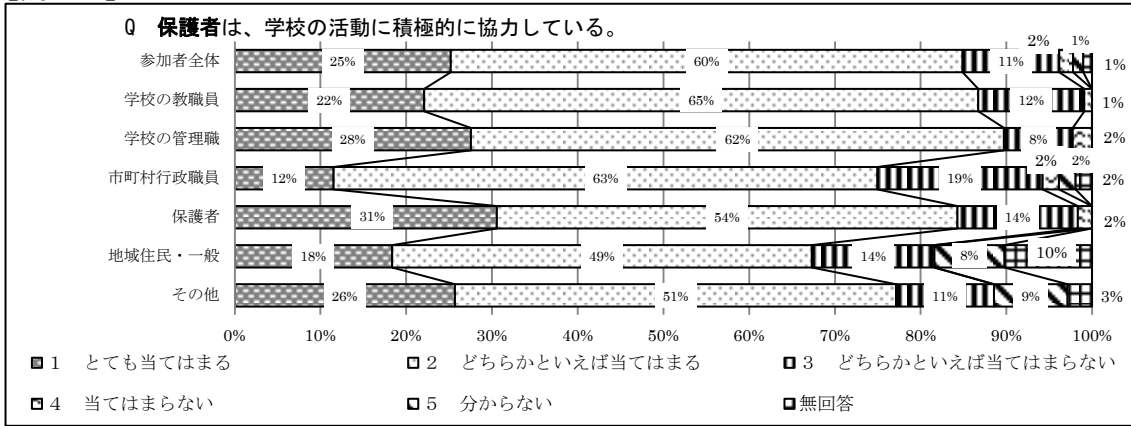


平成30年度地域とともにある学校づくり推進フォーラム意識調査【関係者※4】

※4 対象：1,508名

《内訳》 ・学校の職員：112名 ・学校の管理職：312名 ・市町村職員：52名
 ・保護者：122名 ・地域住民・一般：49名 ・その他：35名

【調査4】

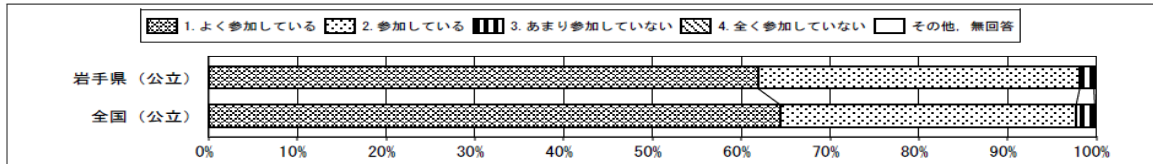


平成30年度地域とともにある学校づくり推進フォーラム意識調査【関係者】

【調査5】

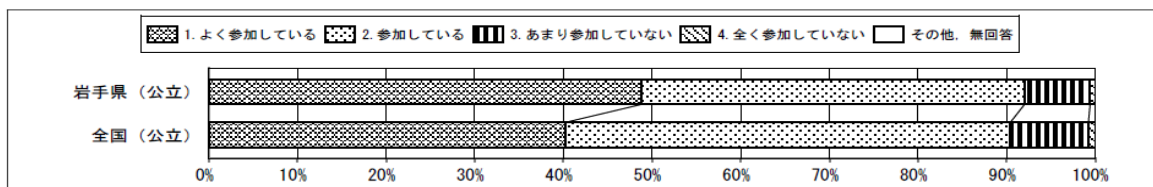
《小学校》

質問番号	質問事項									
(60)	保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加していますか									
選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	その他、無回答
岩手県（公立）	61.9	36.2	1.6	0.3						0.0
全国（公立）	64.4	33.3	2.1	0.2						0.0



《中学校》

質問番号	質問事項									
(57)	保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加していますか									
選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	その他、無回答
岩手県（公立）	48.8	43.2	7.4	0.6						0.0
全国（公立）	40.2	50.2	8.8	0.8						0.1



平成30年度全国学力・学習状況調査【学校質問紙】

(3) 地域学校協働活動の効果

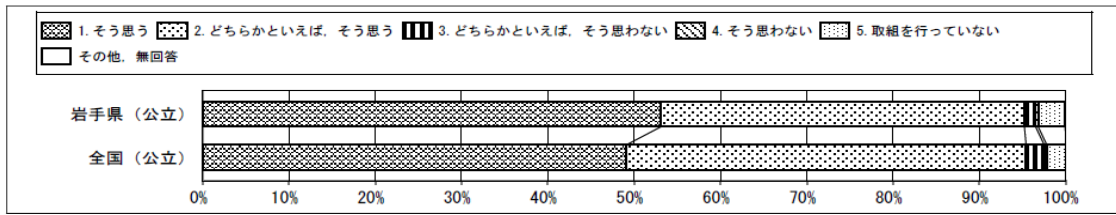
「平成30年度全国学力・学習状況調査【学校質問紙】」では、質問項目「地域と学校の協働による取組が学校の教育水準の向上に効果があるか」に関して、肯定的回答（「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」）をした学校は、小・中学校ともに90%を上回る結果となりました。特に、積極的肯定「そう思う」が全国よりも高い結果となっています。【調査6】

このことから、本県では、これまでの体制や取組により、学校や地域の実状に応じた様々な地域学校協働活動が取り組まれ、学校の教育水準の向上に貢献するとともに、その成果が関係者に実感を伴って理解されていることが明らかになっています。

【調査6】

《小学校》 ※質問（60）の内容及び結果は、本資料P6に掲載

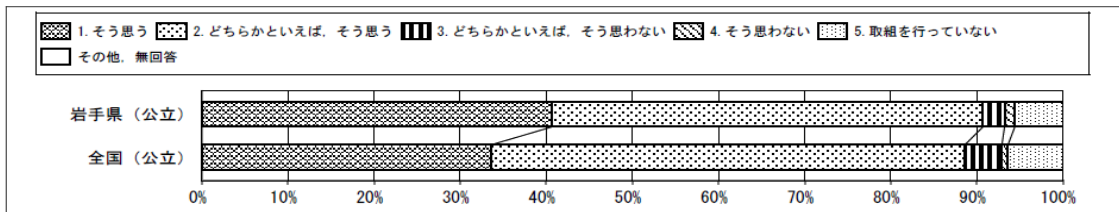
質問番号	質問事項									
(62)	(60)の質問にあるような保護者や地域の人との協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果がありましたか									
選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	その他、無回答
岩手県（公立）	53.1	42.1	1.3	0.3	3.1					0.0
全国（公立）	49.1	46.3	2.1	0.3	2.3					0.0



平成30年度全国学力・学習状況調査【学校質問紙】

《中学校》 ※質問（57）の内容及び結果は、本資料P6に掲載

質問番号	質問事項									
(59)	(57)の質問にあるような保護者や地域の人との協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果がありましたか									
選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	その他、無回答
岩手県（公立）	40.7	50.0	2.5	1.2	5.6					0.0
全国（公立）	33.6	55.0	4.3	0.7	6.4					0.1



平成30年度全国学力・学習状況調査【学校質問紙】

3 既存の体制や取組の状況

《ポイント》

- ◆ 本県の地域と学校の連携・協働推進の基盤として、既存の体制や取組が機能してきた。
- ◆ 学校評議員制度の活用により、学校と地域の情報を共有しながら連携した取組が組織的になされ、特色ある学校づくりが進められている。
- ◆ いわて型CS（構想）は、県内全ての小中義務教育学校において「まなびフェスト」を設定・活用しながら、検証可能な目標達成型の学校経営と学校評価に役立てられてきた。
- ◆ 各市町村では、教育振興運動を通じて、地域の実情に応じながら地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働し、自主的・継続的に地域全体で子供を育む実践活動が展開されてきた。

(1) 学校評議員制度による地域と学校の連携・協働

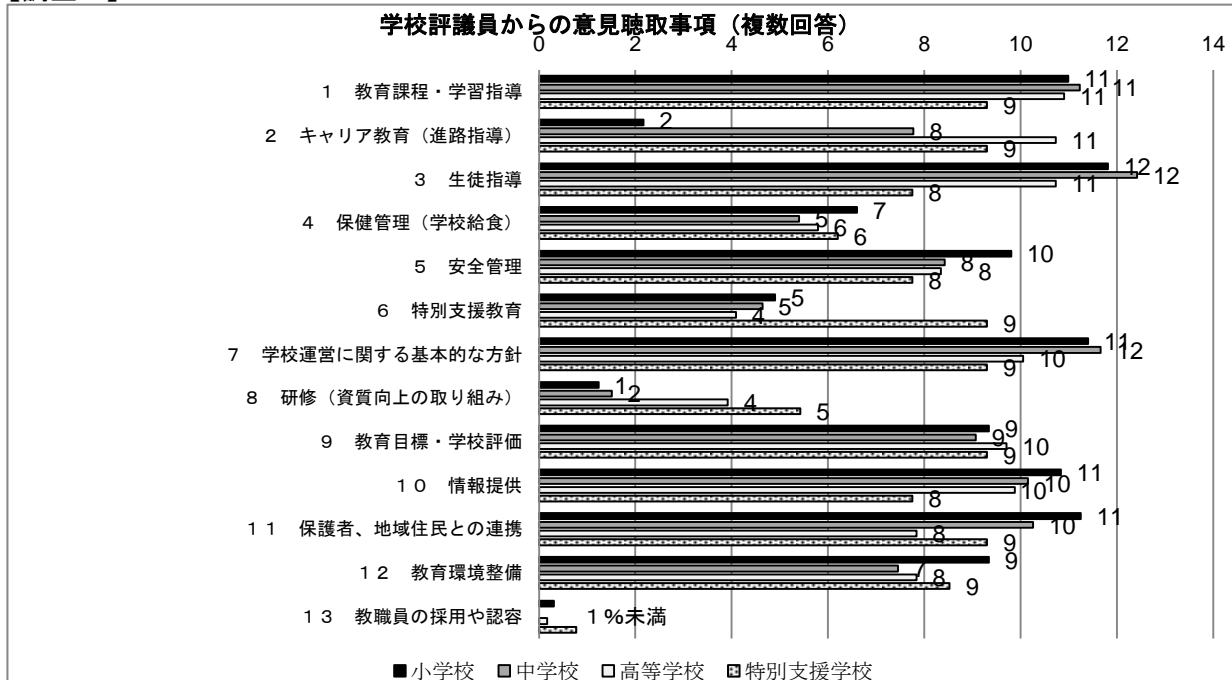
学校評議員制度は、学校が、保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって子どもたちの健やかな成長を図っていく観点から、地域住民の学校運営への参画の体制を制度的に位置付けたものです。

制度上、学校評議員は、校長の求めに応じて、校長が行う学校運営に関し意見を述べることができるこ

ととなっています。

具体的な内容は、本県では多岐にわたっている状況ですが、校種によって違いがあるものの、主に「教育課程・学習指導」「生徒指導」「学校運営に関する基本的な方針」に関する事項が多くなっています。【調査7】

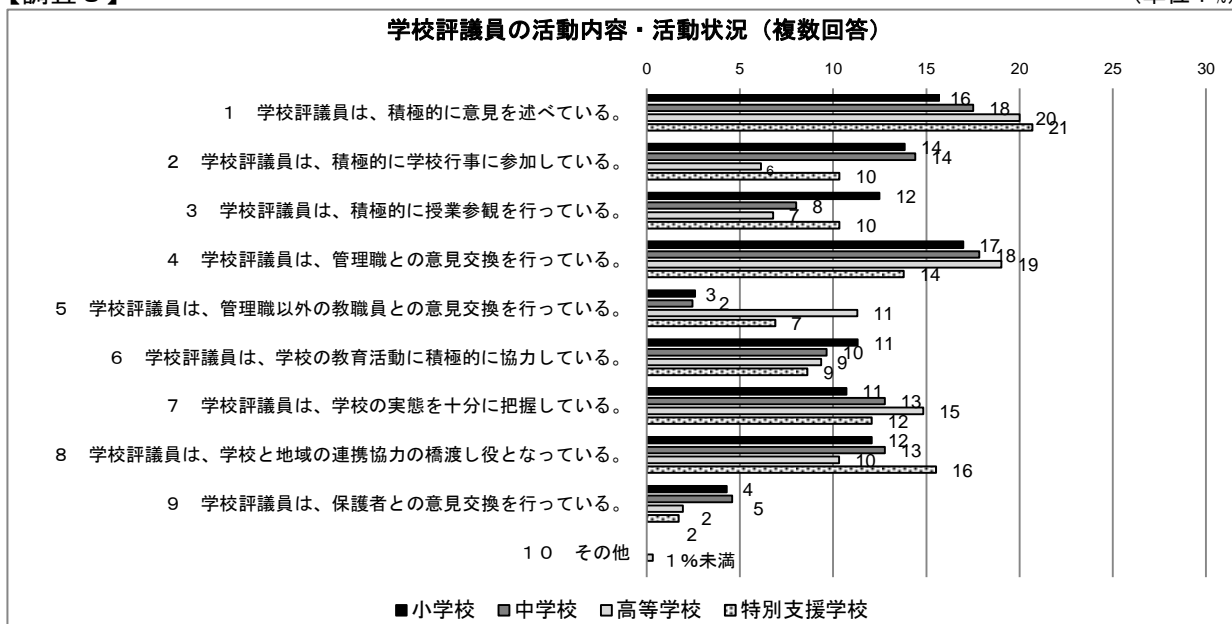
【調査7】



平成26年度間学校評価等実施状況調査【校長※5】

また、学校評議員は、多くの学校で「積極的に意見を述べている」「管理職との意見交換を行っている」状況ですが、「管理職以外の教職員や保護者との意見交換」「学校評議員の学校教育活動への積極的な参加」に関しては一層の充実の余地があることも明らかになっています。【調査8】

【調査8】



平成26年度間学校評価等実施状況調査【校長】

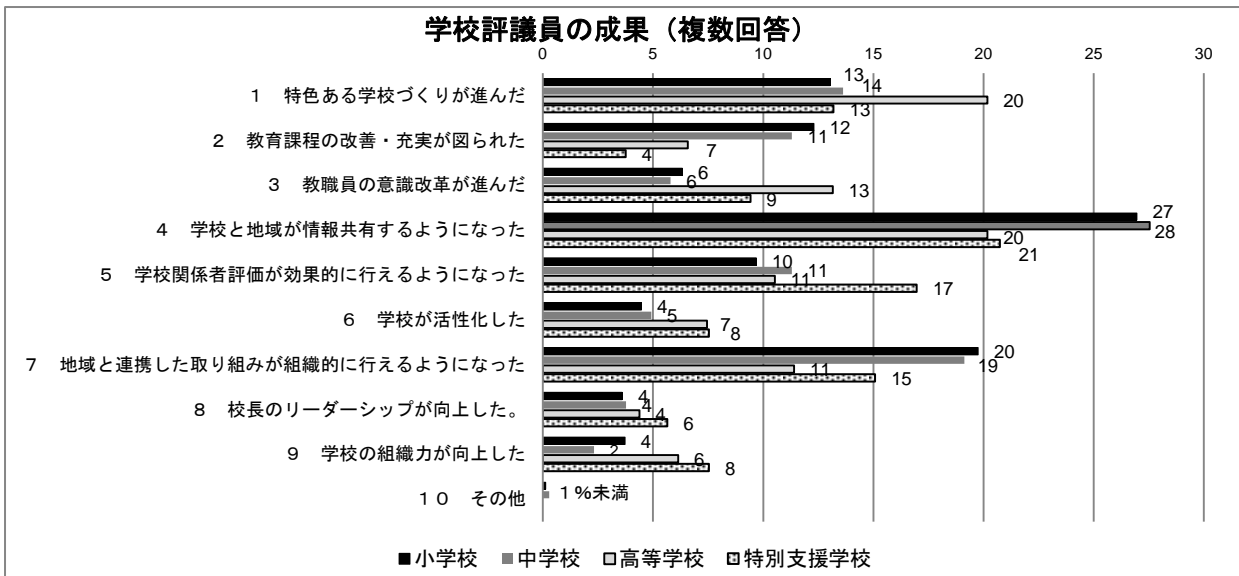
※5 対象学校数：581校【平成26年5月1日現在】

《内訳》 ・小学校：338校 ・中学校：165校 ・高等学校：65校 ・特別支援学校：13校

このように、どの項目の回答も、全体の3割未満となっている状況ですが、本県では学校評議員制度の活用により、学校と地域の情報を共有しながら連携した取組がなされ、特色ある学校づくりがある程度進められている現状となっています。【調査9】

【調査9】

(単位：%)



平成26年度間学校評価等実施状況調査【校長】

(2) いわて型CSによる地域と学校の連携・協働

いわて型CS（構想）は、平成19年度以来の本県の家庭・地域との連携・協働の取組であり、県内全ての小中義務教育学校において「まなびフェスト」を設定・活用しながら、検証可能な目標達成型の学校経営と学校評価に役立てられてきました。

「まなびフェスト」は、基本的に学校が主体となって作成し、保護者や地域へ発信しています。その「まなびフェスト」をもとに、学校と保護者や地域が、年度毎の目標や取組内容を共有し、「教育振興運動（事務局）」や「学校評議員制度」との関連を図って、具体的な地域学校協働活動の実施・充実を図ってきました。

学校教育目標	「知」 課題を追究する子ども	「徳」 思いやりの心をもつ子ども	「体」 健と心もきたえる子ども
<p>めざす児童の姿 (「こころをもちにまなびたい」という姿)</p>	<p>(1) 意欲的な学習態度に身に付けることができる。 (2) 自分の考えを持ち、それを積極的に表現できる。 (3) 進んで主体的に学習に取り組むことができる。</p>	<p>(1) 場に応じた挨拶やよびかけ行動ができる。 (2) 道徳規範を自ら実践し、実行することができる。 (3) 意欲的な学習態度に身に付けることができる。</p>	<p>(1) 健康や安全に気を付けて生活できる。 (2) 道徳規範を自ら実践し、実行することができる。 (3) 進んで主体的に学習に取り組むことができる。</p>
<p>学校の重点取組 (「めざす児童の姿」に つなげるために 重点目標として取り 組む内容)</p>	<p>(1) 総合的な学習の時間の活用による課題追究の推進 (2) 授業改善の推進 (3) 家庭学習の推進と内容の充実 (4) 共通実践に向けた「異動」連携プログラムの確立</p>	<p>(1) 場に応じた挨拶やよびかけ行動の推進 (2) 道徳規範の推進 (3) 特別支援教育の充実 (4) 地域連携の推進と協働活動の推進 (5) 地域活動をはじめとする多様な活動の推進</p>	<p>(1) 基本的な生活習慣の確立 (2) 健康や安全に気を付けて生活できることの推進 (3) 「60分間」運動の推進 (4) 「まなびフェスト」の推進 (5) 「まなびフェスト」の推進</p>
<p>目標値とその検証 (4年次以降の児童 の達成率を目標値 とする) 【例】(2023年度)</p>	<p>(1) CRT「標準学力達成」達成率105%【計104.8%】 (2) 授業改善「授業」達成率92% (3) 家庭学習「家庭学習」達成率90% アンケートによる評価結果は94%【計92%】</p>	<p>(1) 挨拶ができていて、必要に応じて挨拶の割合90%【計88%】 アンケートによる評価結果は94%【計92%】 (2) 学校が取り組んでいる進め方の割合90%【計88%】 アンケートによる評価結果は94%【計92%】 (3) 学校の目標達成率達成率の割合90%【計43%】 授業改善「授業」達成率92%【計92%】 (4) 特別支援「特別支援」達成率90%【計90%】</p>	<p>(1) 健康達成率65%【計61%】 (2) 道徳達成率90%【計86%】 (3) 「60分間」運動の割合90%【計80%】 アンケートによる評価結果は94%【計92%】 (4) 地域活動「地域活動」達成率90%【計90%】 (5) 地域活動「地域活動」達成率90%【計90%】</p>
<p>家庭学習への期待</p>	<p>① 家庭学習の推進のため、新しい視点で学習や読書の習慣を身に付けてほしい。 ② 家庭学習の推進を促すための取組をお願いします。</p>	<p>① 挨拶だけでなく、進んで挨拶するようになりましょう。 ② 地域行事には積極的に参加してほしいです。</p>	<p>① フェスティバル活動、定期的に開催をお願いします。 ② 地域行事などの緊急時の対応の連絡方法を行動指針として、家庭学習に活用してほしいです。</p>

「まなびフェスト」(例)

- ① 「まなびフェスト」の公表
 - ・ 学力、体力の向上
 - ・ 生活習慣の改善 等
- ② 学校、家庭における実践
 - ・ 保護者会等での進捗状況の確認
- ③ 「まなびフェスト」の評価
 - ・ 定量評価や定性評価及び自己評価
 - ・ 児童や保護者を対象としたアンケート
 - ・ 学校評議員からの意見聴取

「まなびフェスト」を活用した展開(例)

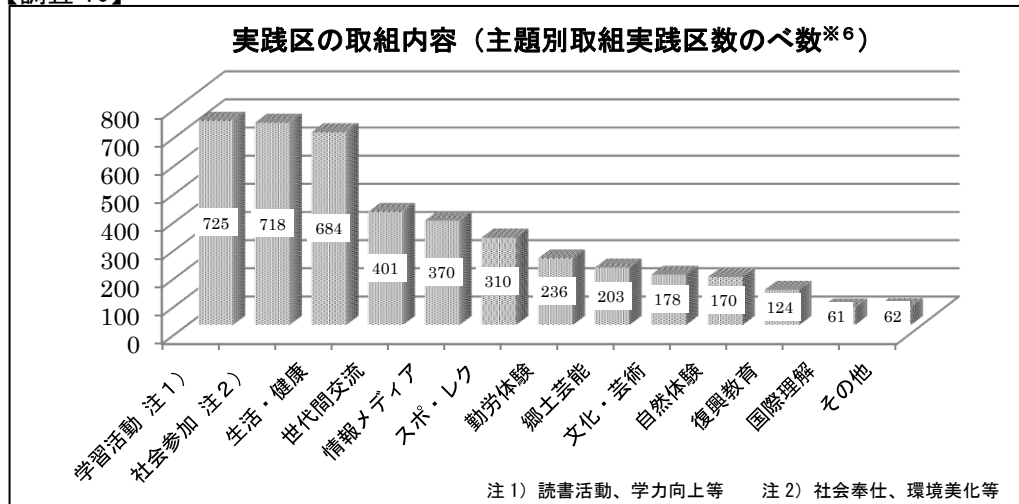
(3) 教育振興運動による地域と学校の連携・協働

各市町村では、地域の実情に応じながら地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働し、自主的・継続的に地域全体で子供を育む実践活動を展開してきました。

その取組内容（主題やテーマ）を見ると、「学習活動（読書活動や家庭学習等）」、「社会参加（社会奉仕や環境美化等）」、「生活・健康」、「世代間交流」に関することが多い状況となっています。【調査 10】

このように、本県においては、「学校支援」のみならず、教育振興運動を通して、地域学校協働活動が多様に展開されてきている状況にあるといえます。

【調査 10】

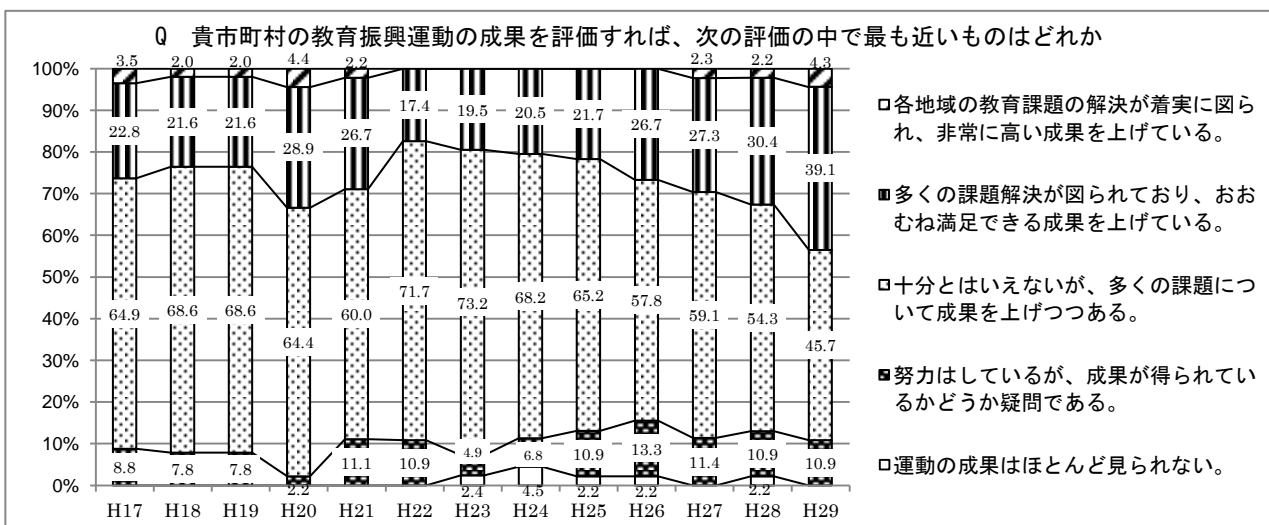


平成 29 年度教育振興運動推進状況調査【市町村教育委員会等の担当課】

市町村教育委員会等の担当課を対象にした「平成 29 年度教育振興運動推進状況調査」では、「教育振興運動の成果（H29）」に関して、約 43%の担当課が「非常に高い成果があった」「概ね満足できる成果があった」と回答しており、平成 17 年の調査開始以来最も高い結果となりました。

また、「十分とはいえないが、多くの課題解決について成果を上げつつある」を含めると、肯定的回答は約 89%となっており、長年の取組の成果が、実感を伴って関係者に理解されてきていることが窺えます。【調査 11】

【調査 11】



平成 29 年度教育振興運動推進状況調査【教育委員会等の担当課】

※6 主題別実践区のべ数（H29 実績）：1 実践区当たりの平均取組数は 8.5 主題。（県内実践区数：497）《平成 29 年度教育振興運動推進状況調査【市町村教育委員会等の担当課】》

4 地域と学校の連携・協働の課題

(1) 関係者の意識

《ポイント》

- ◆ 保護者や地域住民は、地域学校協働活動に参加しているが、「何のために行っているか」という目的意識や達成感が、学校と十分に共有できていない状況であり、改善が求められる。
- ◆ 連携・協働に関する保護者や地域住民の意識と校長の意識には開きがあり、その他の立場によっても異なる。

ア 校長の課題意識

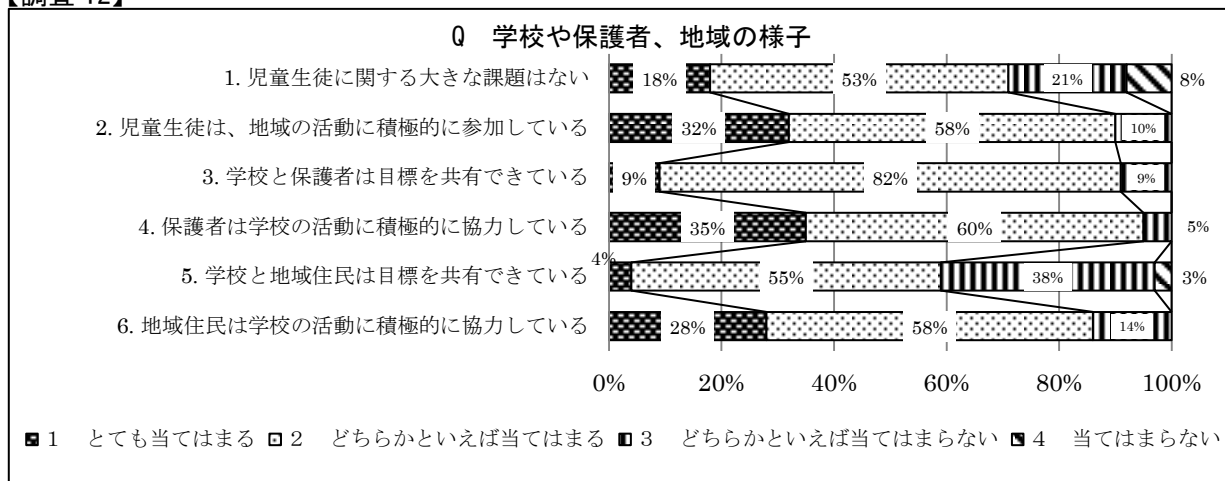
平成 30 年度地区別校長研修講座意識調査【校長】によると、平成 29 年度の「学校や保護者、地域の様子」に関して、「3. 学校と保護者は目標を共有できている」の肯定的回答（「とても当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」）が 91% となっていることから、地域学校協働活動の参加状況とあわせてみると、「学校と保護者との連携・協働は概ね図られている」と捉えているものと考えられます。

しかし、積極的肯定（「とても当てはまる」）に目を向けると、僅か 9% となっており、「協力はしてもらっているが何を目標に行っているかは保護者と十分共有できていない」と捉えているとも考えられます。

この結果は、地域住民との関係性においても同様の傾向であり、「6. 地域住民は学校の活動に積極的に取り組んでいる」の肯定的回答（「とても当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」）が 86% に対して、「5. 学校と地域住民は目標を共有できている」の積極的肯定（「とても当てはまる」）は僅か 4% に留まっています。

これらのことから、校長は「地域と学校との連携・協働も概ね図られている」と捉えているようですが、一方で、「協力はしてもらっているが何を目標に行っているかは保護者・地域住民と十分共有できていない」という課題感をもっているのではないかと考えられます。またその課題感も、保護者よりも「地域住民」との関係性において顕著に表れている結果となりました。【調査 12】

【調査 12】

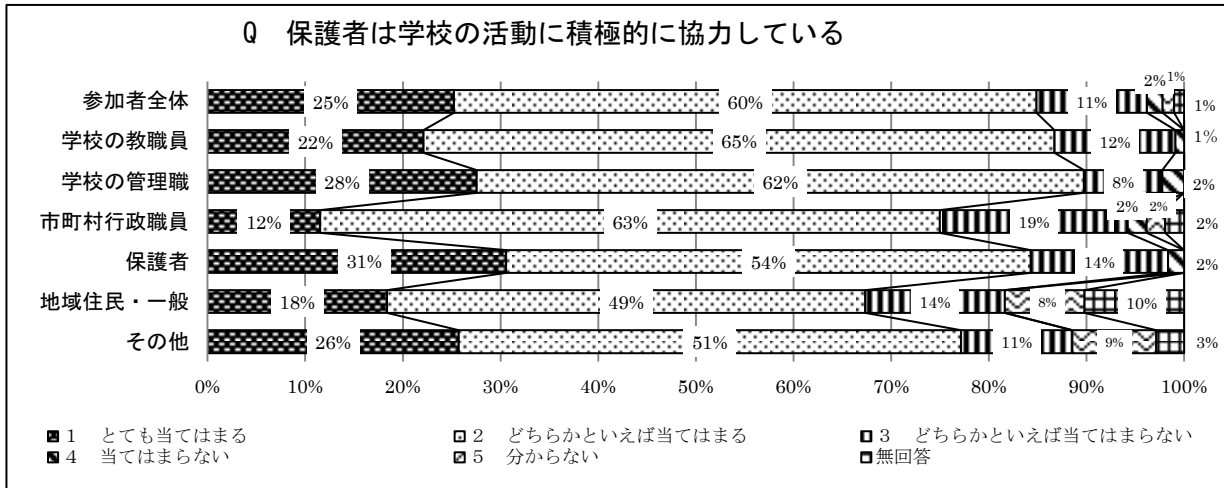


平成 30 年度「地区別校長研修講座」意識調査【校長】

イ 保護者の課題意識

「平成30年度地域とともにある学校づくり推進フォーラム意識調査【関係者】」では、「保護者は学校の活動に積極的に協力している」に関して、保護者の肯定的回答（「とても当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」）が85%となっており、学校の管理職（90%）と同様に保護者も「学校の活動に積極的に協力している」と捉えている状況にあるといえます。【調査13】

【調査13】

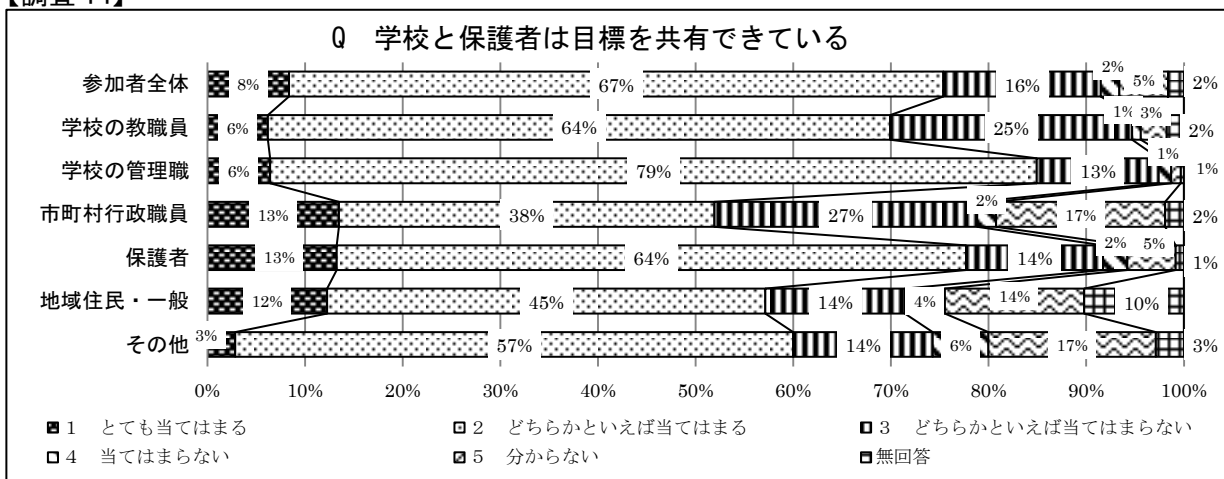


平成30年度地域とともにある学校づくり推進フォーラム意識調査【関係者】

しかし、「学校と保護者は目標を共有できている」に関して、保護者の肯定的回答（「とても当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」）が77%と、学校の管理職の意識（85%）との差があり、保護者の「学校との目標共有」に関する課題感、学校の管理職と比べてやや大きい状況となっています。

なお、学校の教職員の「学校と保護者の目標共有」に関して、肯定的回答（「とても当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」）が70%となっていることから、学校内の立場によっても課題への認識の差があることが分かります。【調査14】

【調査14】

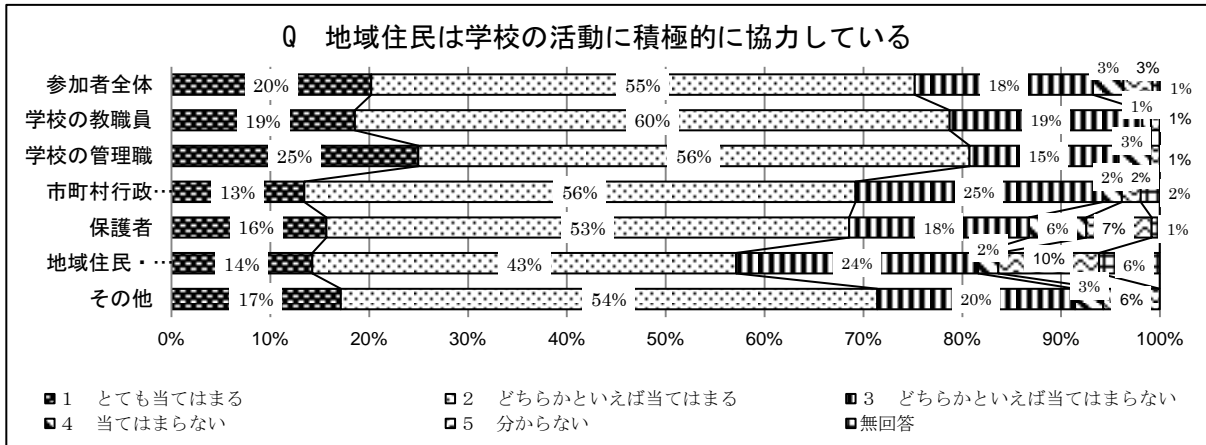


平成30年度地域とともにある学校づくり推進フォーラム意識調査【関係者】

ウ 地域住民等の課題意識

「平成30年度地域とともにある学校づくり推進フォーラム意識調査【関係者】」では、「地域住民は学校の活動に積極的に協力している」に関して、地域住民等の肯定的回答（「とても当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」）が57%となっており、学校の管理職が思うほど（81%）地域住民の肯定的な意識は高くない状況です。【調査15】

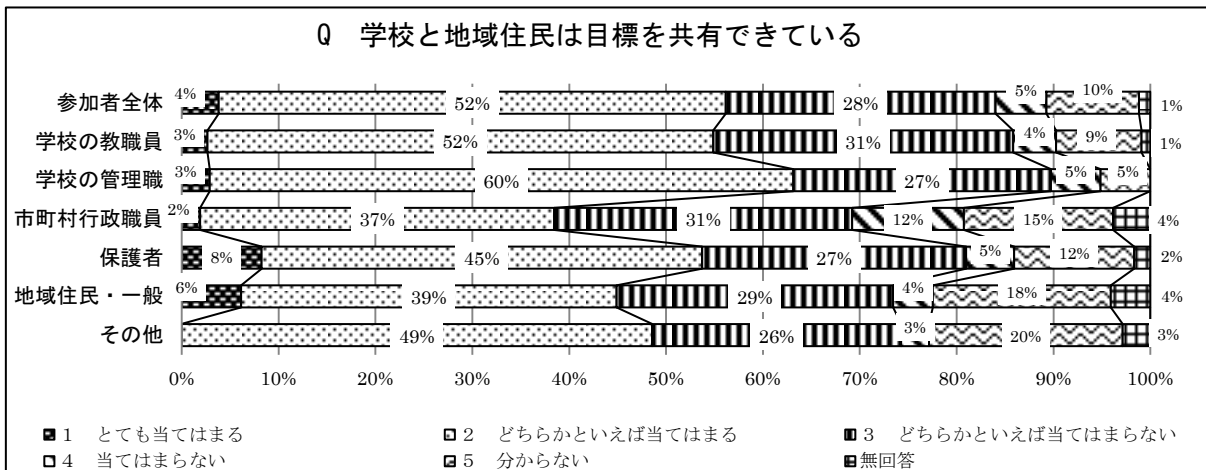
【調査15】



平成30年度地域とともにある学校づくり推進フォーラム意識調査【関係者】

また、地域住民の意識として、「学校との目標共有」に関して「学校と保護者の目標共有」と同様の傾向があり、地域住民の肯定的回答（「とても当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」）が45%で、学校の管理職の意識（63%）との大きな差が見られる状況です。【調査16】

【調査16】



平成30年度地域とともにある学校づくり推進フォーラム意識調査【関係者】

これらのことから、保護者や地域住民等は、「学校に協力しているが何を目標に行っているかは十分共有できていない状況」、または、「目標共有の有無に関して、保護者や地域住民等に明確に意識されていない状況」であるといえます。

(2) 既存の体制や取組による連携・協働の課題

《ポイント》

- ◆ 地域学校協働活動が積極的に取り組まれているものの、これまで本県で進めてきた既存の体制や取組を適切に活用した活動になっていない学校・地域もある。つまり、「一部の関係者の過重負担」が懸念されている。
- ◆ 教育振興運動の実践活動に継続的に取り組むことによって、各地域の教育課題の解決が着実に図られ効果を上げているとする市町村がある一方で、「成果が得られているかどうか疑問」「運動の硬直化やマンネリ化」や「運動の趣旨や目的が理解されていない」「実践活動も低調」と感じている市町村もある。
- ◆ 「学校運営協議会」を設置するなど、「地域と学校の連携・協働」の充実を図ることについて、関係者の期待が大きい。

「平成30年度全国学力・学習状況調査【学校質問紙】」によると、「保護者や地域の人との協働による活動が地域学校協働本部やCSなどの仕組みを生かして行われた」に関して、「1. よく行った」「2. どちらかといえば、行った」という肯定的回答の割合が、小学校が約73%、中学校が約57%となり、全国と比較すると、小学校は全国とほぼ同じなのに対して中学校ではやや低い結果となっています。【調査17】

また、この項目を、前述の回答結果「保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加しているか」(P6)と比較すると、本県の既存の体制や取組により、様々な地域学校協働活動が行われてきている一方で、体制や取組が十分活用されていなくても、保護者や地域住民等の地域学校協働活動への参加が得られている地域や学校がある状況であり、言い換えれば、組織的な動きが十分ではない状況であると考えられます。

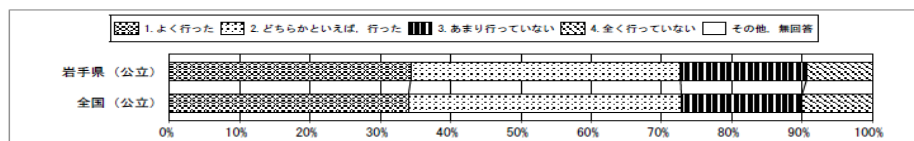
つまり、地域や学校によっては、組織的ではなく、一部の学校や地域、保護者等による働きによって、地域学校協働活動が行われている状況があるということが考えられるのです。

【調査17】

《小学校》

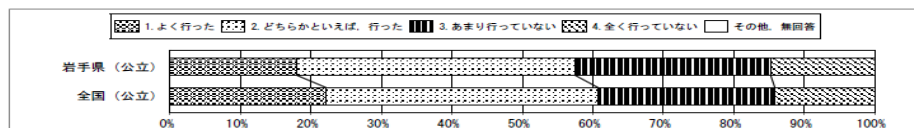
※質問項目(60)と(57)はP6参照

質問番号	質問事項									
(61)	地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、(60)の質問にあるような保護者や地域の人との協働による活動を行いましたか									
選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	その他、無回答
岩手県(公立)	34.3	38.4	17.9	9.4						0.0
全国(公立)	34.0	38.8	17.2	10.0						0.0



《中学校》

質問番号	質問事項									
(58)	地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、(57)の質問にあるような保護者や地域の人との協働による活動を行いましたか									
選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	その他、無回答
岩手県(公立)	17.9	39.5	27.8	14.8						0.0
全国(公立)	22.1	38.6	25.1	14.2						0.1

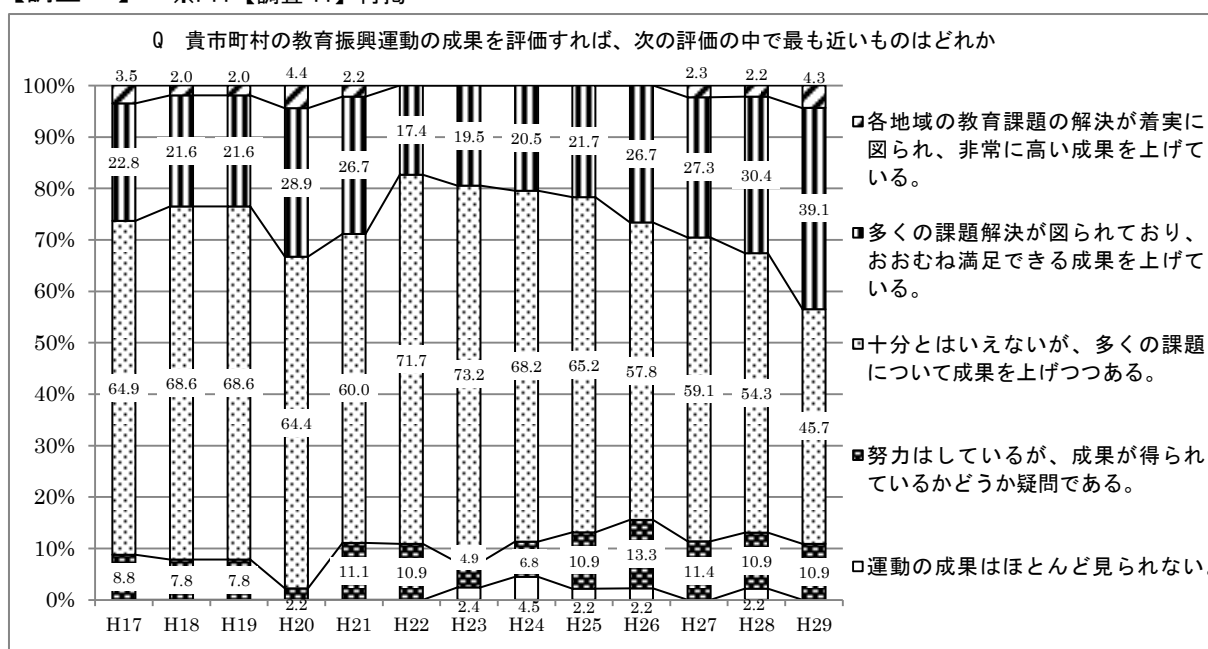


平成30年度全国学力・学習状況調査【学校質問紙】

さらに、教育振興運動では、実践活動に継続的に取り組むことによって、各地域の教育課題の解決が着実に図られ効果を上げている一方で、「成果が得られているかどうか疑問」「運動の硬直化やマンネリ化」や「運動の趣旨や目的が理解されていない」「実践活動も低調」と感じている市町村もある現状となっています。【調査 18】【調査 19】

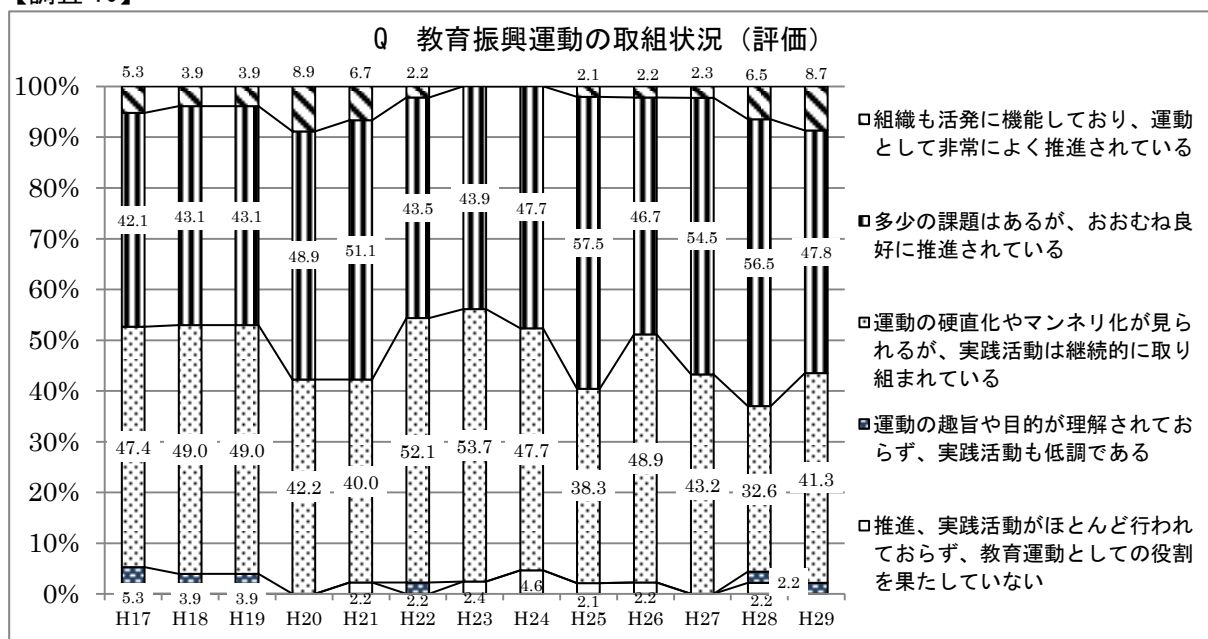
このことは、今後本県の学校と地域の連携・協働を考えるうえで、既存の体制や取組の在り方の再点検が求められているということであり、既存の体制や取組をさらに機能させることが、地域学校協働活動を充実するための重要な改善の視点であるといえます。

【調査 18】 ※P11【調査 11】再掲



平成 29 年度教育振興運動推進状況調査【教育委員会等の担当課】

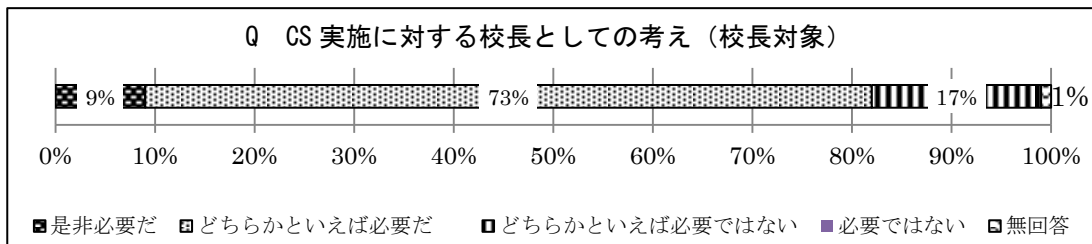
【調査 19】



平成 29 年度教育振興運動推進状況調査【教育委員会等の担当課】

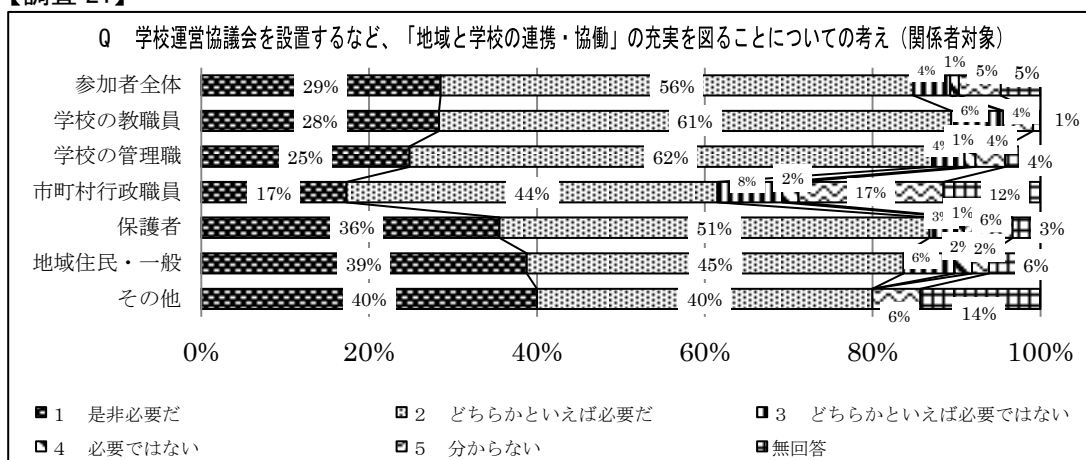
なお、学校・保護者・地域住民等の各関係者の学校運営や教育活動への参画意識に関しては、CS 実施に必要な感を感じている校長が多い状況であるとともに、「学校運営協議会」を設置するなど、地域と学校の連携・協働の充実を図ることについては、むしろ「保護者」や「地域住民・一般」による期待の方がより大きい状況となっています。【調査 20】【調査 21】

【調査 20】



平成 30 年度「地区別校長研修講座」意識調査【校長】

【調査 21】



平成 30 年度地域とともにある学校づくり推進フォーラム意識調査【関係者】

II これからの本県がめざす地域と学校の連携・協働

1 本県で地域と学校の連携・協働を進める意義と方向性

《ポイント》

- ◆ 本県が進めてきた教育振興運動やいわて型 CS 等の既存の体制や取組、その成果を踏まえつつ、各自治体の実状に応じ、地域と学校の連携・協働がより適切で効果的になされるよう、組織的・持続的に進めることのできる体制の再整備が重要である。
- ◆ 学校の体制「学校運営協議会」（主体は学校）を核にしつつ、地域の体制「地域学校協働本部」等（主体は地域）も整備し、双方が地域学校協働活動をとおして両輪として相乗効果を発揮するように体制整備を行なっていくことが重要となる。
- ◆ 本県においては、「教育振興運動（事務局）」「学校評議員制度」、「いわて型 CS」等と、今後新たに整備する「学校運営協議会」や「地域学校協働本部」等との整理・活用のあり方が重要な鍵となる。

今後、本県においては、今日的教育改革、地方創生等の動向も踏まえ、これまで見てきた各種調査より明らかになった地域と学校の連携・協働に関する本県の課題の改善を図り、その効果を一層高めることが、

子供たちを取り巻く環境や学校が抱える複雑化・多様化する課題の改善・解決に結びつくものと考えられます。

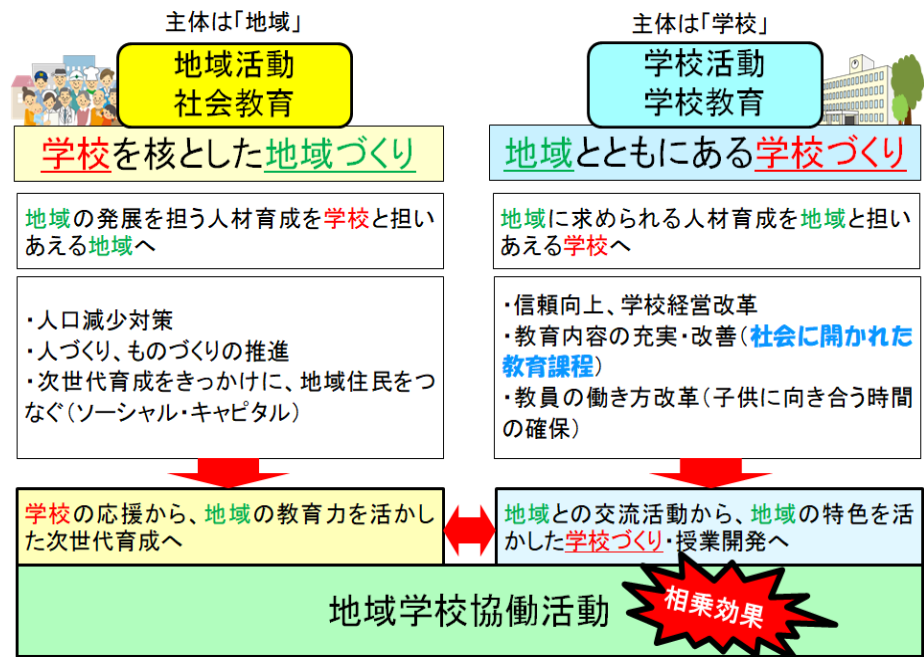
そのためには、これまで本県が進めてきた既存の体制や取組、その成果を踏まえつつ、各自治体の実状に応じ、地域と学校の連携・協働がより適切で効果的になされるよう、組織的・持続的に推進できる体制を再整備することが重要なポイントとなります。

市町村教育委員会においては、「地域とともにある学校づくり」を推進するための学校における体制「学校運営協議会」（主体は学校）を核にしつつ、同時に「学校を核とした地域づくり」を推進するための地域における体制「地域学校協働本部」等（主体は地域）を整備し、双方が、地域学校協働活動をとおして両輪として相乗効果を発揮するように体制整備を行なっていかなければなりません。

「学校運営協議会」は、学校運営に関することについて協議する学校の体制であり、「地域学校協働本部」等は、「学校運営協議会」で話し合われた、学校運営に必要な支援（地域学校協働活動）を実効的且つ円滑に実施するための地域の体制です。

なお、地域の体制は、地方創生の考えに基づき「学校を支援するためのもの」としてだけでなく、地域住民等が地域学校協働活動に参加することによって「地域コミュニティそのものが活性化する」「地域で活躍する人材を地域みんなで育成する」ための体制としても期待されています。

本県においては、これまでも「教育振興運動（事務局）」「学校評議員制度」「いわて型CS」等の体制や取組によって地域と学校の連携・協働を進めてきた経緯があり、今後新たに整備を進める「学校運営協議会」や「地域学校協働本部」等との整理・活用のあり方が重要な鍵となります。



2 体制整備により期待される効果

《ポイント》

- ◆ CS は、これまで本県で進められてきた連携・協働をさらに推進するための組織的・持続的な体制として機能する。
- ◆ CS によって、保護者・地域住民等の子供たちの教育に対する当事者意識が高まり、責任感を持って積極的に子供たちと関わるようになる。
- ◆ 保護者や地域住民等による、学校運営や教育活動への参画は、自身の自己有用感や生きがいにつながり、子供たちの学びや体験活動の充実にも貢献する。

(1) 組織的・持続的な体制としての機能

今後本県が目指す連携・協働は、これまでのものと何ら変わりはありません。むしろ、本県がこれまで行ってきた連携・協働をさらに推進するために、既存の体制を発展・拡充する視点から整備を進めようとするものです。

現在、学校を中心に行われている PTA 活動を含む多様な活動やその体制の関係性が整理されるとともに、それぞれの担当者が変わっても、関係者が広く組織的に共通認識のもとで進める連携・協働が、よりシンプルな形で継続的・持続的に機能していくことが期待されます。



(2) 当事者意識の高まり

これまでの本県の実態では、地域学校協働活動が積極的になされているものの、一部の関係者の過重負担が懸念されていました。

「学校運営協議会」は、広く関係者が学校運営に携わることができる合議体です。この合議体を活用することにより、一部の関係者のみの負担とならず、関係者が適切に役割分担しながら連携・協働を進めることが可能となります。

例えば、学校支援について、要望が寄せられたようなときは、学校は保護者や地域住民等と一緒に対応策を考えて改善を図ることができます。少数者よりも幅広い立場の人々で考えればアイデアも広がります。一部の限られた保護者・地域住民等の枠を超えて、広い関係者が協議に加わることによって、一部だけで行われるそれと比較して、学校の現状や運営方針等について直接的に周知が図られやすくなり、結果、より広い関係者の理解の深まりと学校への協力を得られやすくなるメリットも考えられます。

また、広い関係者がかかわることによって、地域住民等相互が、顔が分かる関係になるだけでなく、学校と地域住民等との距離も縮まり当事者意識をもって子供たちに積極的に声をかけたり、直接助言したりする場面が増えることも期待されます。



(3) 学校は保護者や地域住民等にとってのよりどころに

学校支援に関わったことがある保護者や地域住民等からは、「子供たちの笑顔が見ることができて元気が出た」「学校や子供のために役に立つことができて嬉しかった」などの声を聞くことがあります。

このように、保護者や地域住民等にとって、学校運営や教育活動への参画は、保護者や地域住民等関わった方の自己有用感や生きがいにつながることがあります。

一方、学校や子供にとっては、例えば、作物栽培で畑のうねづくり等、大人の知恵や専門性を活用して学びを充実させ



ことができます。保護者や地域住民等の参画を得ることによって、地域の力を生かした学校運営や教育活動が実現し、子供たちに多様で質の高い経験を積ませることが可能となります。

このように、「学校運営協議会」をとおして、学校や子供と保護者、地域住民等双方の互恵的な関係づくりにつながります。そして、学校や地域の実状に応じた地域学校協働活動の充実により、学校における子供の学びがより豊かで広がりをもつとともに、学校は保護者や地域住民等にとってのよりどころになるのです。

3 「地域とともにある学校づくり」のための体制整備（CS 導入）

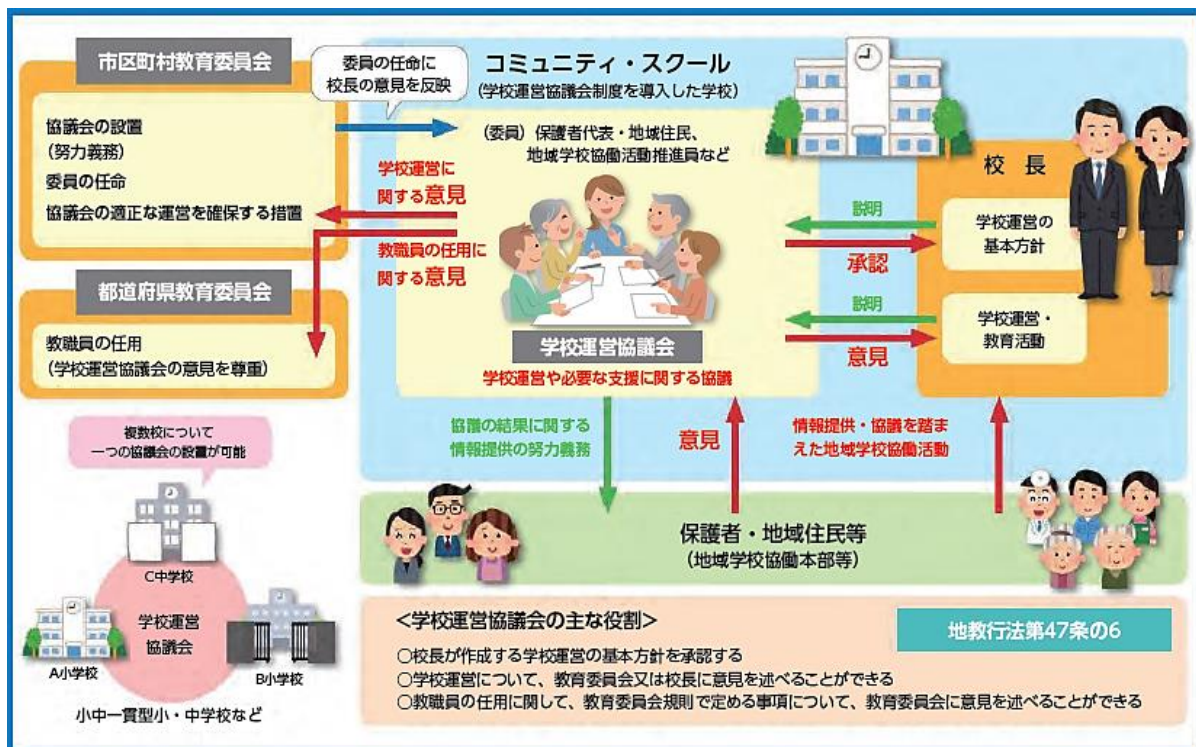
《ポイント》

- ◆ 「教育振興運動」や「学校評議員制度」、「いわて型 CS」等の既存の連携・協働の体制や取組を、地域や学校の実状に応じて「学校運営協議会制度」へ発展・拡充させる。
- ◆ 「学校運営協議会」をとおして学校を保護者や地域住民に積極的に開き、保護者や地域住民と一体となった「地域とともにある学校」をつくる。
- ◆ 「地域とともにある学校づくり」とともに、「学校を核とした地域づくり」を推進するための地域の体制を整備・活用し、「地域学校協働活動」をとおして、双方が両輪として相乗効果を発揮できるようにする。

(1) 本県で目指す CS（学校運営協議会制度）

本県では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 6」に基づいた「学校運営協議会」を学校（小・中・義務教育学校、県立学校）に円滑に導入し機能させていきます。

そのことをとおして、学校を保護者や地域住民に積極的に開き、広く保護者や地域住民が参画し、一体となった「地域とともにある学校」をつくります。



CS（学校運営協議会制度）の仕組み※7

※7【引用】

・「コミュニティ・スクール 2018～地域とともにある学校づくりを目指して～」《文部科学省》

・「学校運営協議会」設置の手引き 「コミュニティ・スクールって何?!～魅力からつくり方で、お教えします～」《文部科学省初等中等教育局参事官付（平成 28 年 7 月）》

(2) 学校運営協議会の3つの機能

ア 「校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。」について

学校運営協議会は、校長の作成する「学校運営の基本方針」の承認を通じて、育てたい子供像や目指す学校像等に関する学校運営のビジョンを共有します。また、保護者や地域住民等の意向を当該方針に反映させることで、地域住民等が校長とともに学校運営に責任を負っているという自覚と意識が高まるとともに、学校運営の最高責任者である校長を支え、学校を応援することができます。

ビジョンを共有するにあたっては、一方が伺いをたてて、他方がそれを了承するというような関係ではなく、学校と学校運営協議会が対等な立場に立って、お互いに当事者意識をもって、目指すところを共有し、協働活動へとつなげていくことが重要となります。

校長は、承認された学校運営の基本方針に沿って、その権限と責任において教育課程の編成や実施等の具体的な学校運営を行うこととなります。

イ 「学校運営（必要な支援を含む）について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。」について

学校運営協議会は、広く地域住民等の意見を反映させる観点から、校長が作成する基本方針の承認にとどまらず、当該学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して主体的に意見を申し出ることができます。委員からは、子供たちの教育や学校運営の当事者としての意見が得られ、学校だけでは気付くことができなかつた学校の魅力や課題を共有することができます。

学校運営協議会が教育委員会や校長に対して意見を述べる時は、個人の意見がそのまま尊重されるのではなく、保護者や地域住民等の代表による合議体としての意見を伝えることとなります。

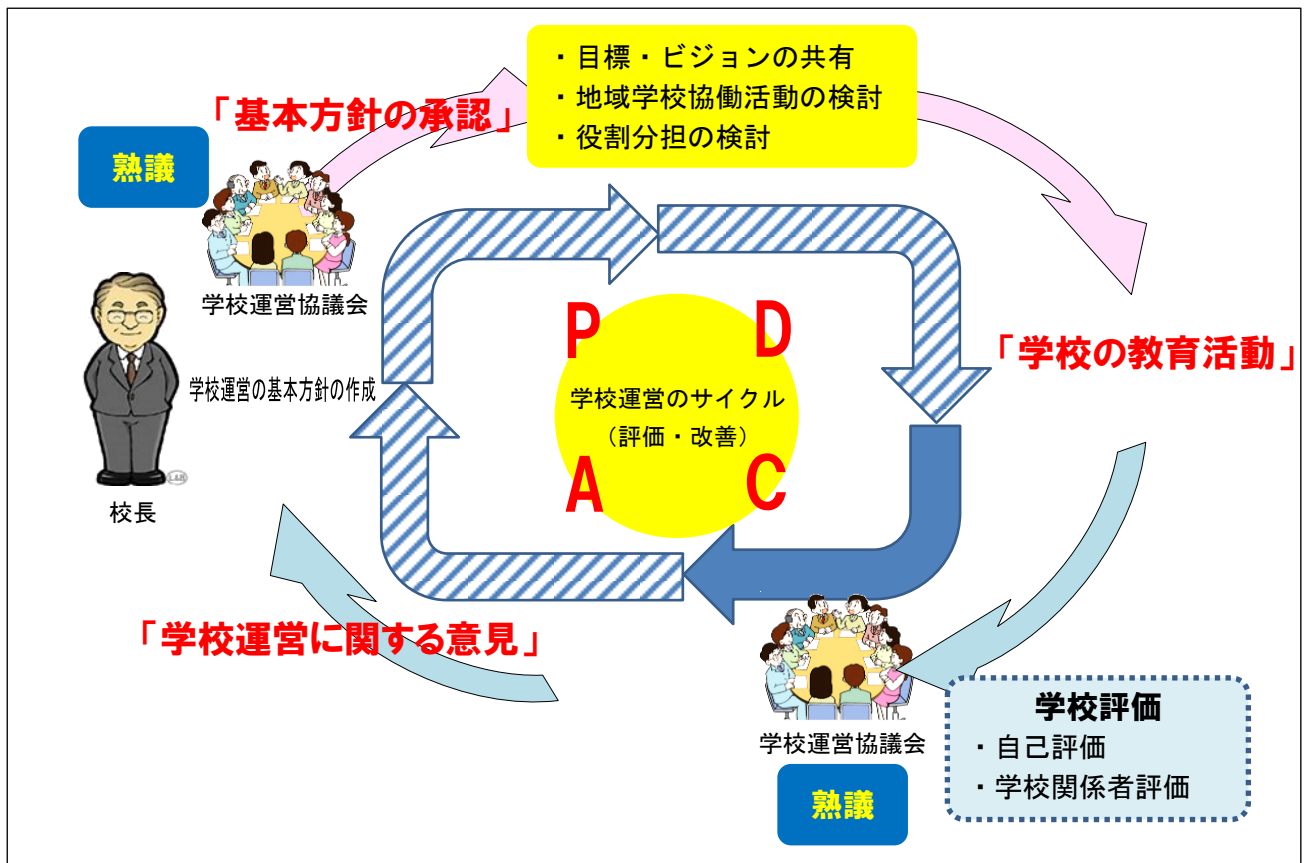
ウ 「教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。」について

学校運営協議会は、学校の課題解決や教育活動の充実のために校内体制の整備充実を図る観点から、教職員の採用その他の任用に関する事項について、直接、任命権者に対して意見を述べることもできます。学校運営の基本方針を踏まえ、学校と学校運営協議会が実現しようとする教育目標等に適した教職員の配置を求めるための重要な機能です。

任命権者は域内の実状を踏まえつつ、学校運営協議会からの意見を尊重するよう努めることが求められますが、任命権者の任命権の行使そのものを拘束するものではありません。また、校長の意見具申権そのものに変更が生じるものでもありません。

(3) 学校運営協議会を活用した学校運営のサイクル

学校運営協議会の機能を生かすとともに、「計画→実行→評価→改善」のPDCAサイクルを一体的に回すことにより、適切で効果的な地域学校協働活動や課題解決に向けた取組が可能となり、学校運営全体の充実・改善につなげることができます。



学校運営協議会を活用した学校運営のサイクル

また、学校運営協議会を活用して、地域と学校の相互理解や信頼関係をさらに深めるためには、以下の点に留意することが大切です。

留意事項

▶▶ 「目標・ビジョン等の共有」を行うこと

学校運営協議会では、育てたい子供像や目指す学校像等に関する学校運営の目標やビジョン、具体的な取組（地域学校協働活動）、成果や課題等を学校と共有し、さらにそれを地域全体で共有できるように取り組みます。通信等を活用した学校や学校運営協議会から家庭や地域に向けた情報発信も大切です。

これらの共有が十分でないと、一方が他方に「お願い」をし、それに対して「支援をする」という貸し借りのような関係になってしまうことがあります。

▶▶ 「熟議」を重ねること

熟議とは、決められた話合いの形式ではなく、多くの当事者による「熟慮」と「議論」を重ねながら課題解決を目指す対話のことで、活発な議論により多くの人の意見を反映することができます。

学校運営協議会委員（保護者や地域住民等の代表）による、当事者意識をもった活発な議論により、学校運営に参画できるようにします。

▶▶「役割分担」をして協働で進めること

取組（地域学校協働活動）をする際は、一部に過重負担とならないよう関係者で適切な役割分担をするなど工夫して進めます。

保護者や地域住民等が計画段階から参画することや学校運営協議会で話し合われた学校運営に必要な支援を中心となってコーディネートする役割をもつ方の位置づけも、「協働（同じ目的・目標に向かって、対等の立場で協力して共に働くこと）」には大切なポイントとなります。

▶▶校長が「マネジメント」力を発揮すること

学校の最終責任者は校長です。その権限と責任において具体的な学校運営を行うことはこれまでと変わりません。

教職員の役割分担・校内体制づくり、学校内の企画・調整機能等の学校内の組織体制整備、カリキュラムマネジメント※8等の学校の教育力を向上させるための工夫、学校関係者がもつ専門性やネットワークを生かした学校運営等、校長の強いリーダーシップが求められます。

4 CS 導入の具体方策

《ポイント》

- ◆ 「学校運営協議会」を学校に設置するにあたり、既存の体制や取組の成果を積極的に活用することが、本県のスムーズな体制整備の一番の近道となる。
- ◆ 「学校評議員制度」を「学校運営協議会」に発展・拡充することが考えられる。
- ◆ 「教育振興運動（事務局）」が学校にある場合は、「学校運営協議会」に発展・拡充することが考えられる。
- ◆ 本県では、比較的小規模で少人数の学校が多く、もとより、人的にも十分とはいえない地域が多いという現状があり、「人材不足」の課題も指摘されている。そこで、既存の体制の活用にとどまらず、「広い関係者の参画」や「学校支援を具体的に進める人材の位置づけ」等に留意しながら、自治体それぞれの地域や学校の実状に応じて体制整備を工夫することが重要となる。

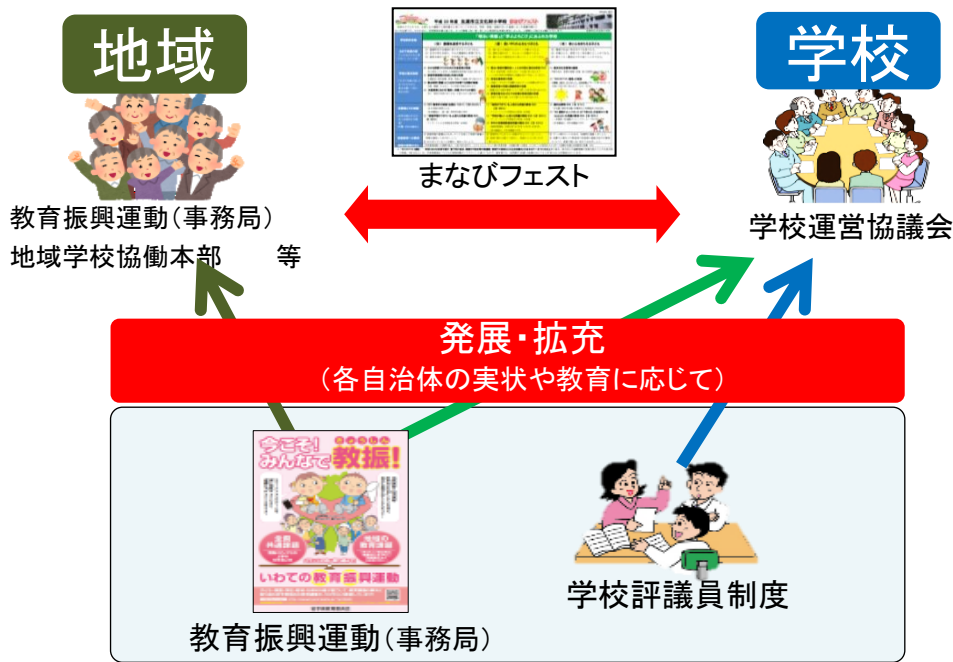
「教育振興運動」や「学校評議員制度」、「いわて型 CS」等の既存の体制や取組は、これまで本県の地域と学校の連携・協働を支えてきました。私たちは、その成果とこれからも継続する意義を再確認する必要があります。

したがって、「学校運営協議会」を学校に設置するにあたり、それらの成果を積極的に活用することが、本県のスムーズな体制整備の一番の近道となります。

一方で、これまで見てきたとおり、それぞれの体制や取組には、「形骸化」等の課題も指摘されているところであり、学校の体制を整備するこの機会に改めてそれぞれの在り方を再点検し、工夫改善を図って発展・拡充させていくことが、本県の地域と学校の連携・協働の更なる推進につながります。

※8 カリキュラム・マネジメント：教育課程は、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子供の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、その編成主体は各学校である。各学校には、学習指導要領等を受け止めつつ、子供たちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づきどのような教育課程を編成し、どのようにそれを実施・評価し改善していくのかという「カリキュラム・マネジメント」の確立が求められる。

《これからの仕組み》



《既存の仕組み》

(1) 既存の体制や取組を発展・拡充させてCS導入を図る具体例

ア 「学校評議員制度」の活用

- 「学校評議員制度」を「学校運営協議会」に発展・拡充することが考えられます。
- 「学校評議員制度の委員」を発展的に「学校運営協議会の委員」に任命することで、当事者意識をもって、学校運営に対する意見を述べるできるようになります。
- 学校運営協議会委員を選出する場合は、「学校運営協議会」の目的に基づき、構成する委員を地域のボランティア、各種団体の代表等に加え、広い関係者が参画できるように委員を拡充することに留意する必要があります。
- 特に、これまで「学校評議員」として役割を担っていた関係者が、引き続き「学校運営協議会の委員」となる場合は、「学校運営協議会」の目的や役割、機能等、「学校評議員制度との違い」を十分理解したうえで引き受けてもらうことが重要です。

	学校評議員制度	学校運営協議会
規則	法的根拠	法律
なし	権限	ある
委嘱	委員	任命 <small>(地方公務員法上の特別職の公務員)</small>
求めに応じた意見	組織	合議体(参画・責任)
限られた構成	メンバー	幅広い構成
必要に応じて意見を求める	校長	意見の尊重に努める
学校	主体	学校

イ 「教育振興運動(事務局)」の活用

- 「教育振興運動(事務局)」が学校にある場合は、「学校運営協議会」に発展・拡充することが考えられます。
- 本県では、引き続き「教育振興運動」に取り組んでいきます。したがって、地域学校協働活動の充実の観点からも、「教育振興運動(事務局)」と「学校運営協議会」の「機能の一体化」であることについて関係者が十分理解を深める必要があります。

- 一体化により、「学校運営協議会」では、「教育振興運動の取組等」に関する協議も併せて行うことにもなりますので、それぞれの目的に基づいて機能が十分果たせるようにする必要があります。
- 「教育振興運動（事務局）の委員」を発展的に「学校運営協議会の委員」に任命することで、当事者意識をもって、学校運営に対する意見を述べるできるようになります。
- その場合、「学校運営協議会」の目的に基づき、構成する委員を地域のボランティア、団体の代表等、広い関係者が参画できるような委員になっているかを再点検し、必要に応じて新たに委員を加える等の方法で、拡充することに留意する必要があります。
- 特に、これまで「教育振興運動（事務局）」として役割を担っていた関係者が、引き続き「学校運営協議会の委員」となる場合は、「学校運営協議会」の目的や役割、機能等に加え、「学校評議員制度との違い」を十分理解したうえで引き受けてもらうことが重要です。

		
教育振興運動（事務局）		学校運営協議会
なし	法的根拠	法律
なし	権限	ある
制限なし	委員	任命 <small>（地方公務員法上の特別職の公務員）</small>
制限なし	組織	合議体（参画・責任）
5者 <small>（子供、保護者、学校、地域、行政）</small>	メンバー	幅広い構成
必要に応じた意見聴取	校長	意見の尊重に努める
地域	主体	学校

(2) その他地域や学校の実状に応じた体制整備の例

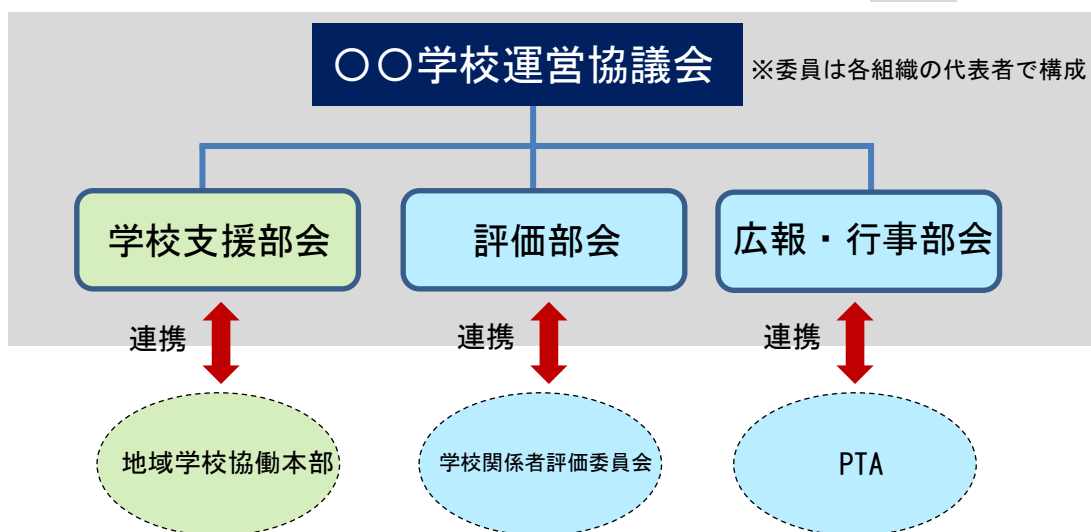
本県では、比較的小規模で少人数の学校が多く、もとより、人的にも十分とはいえない地域が多いという現状があります。そのような中で、「人材不足」の課題も指摘されているところです。

そこで、先に述べたような既存の体制整備に留まらず、「広い関係者の参画」や「学校支援を具体的に進める人材の位置づけ」等に留意しながら、自治体それぞれの地域や学校の実状に応じて体制整備を工夫することが重要となります。

ア 学校内外のその他の組織や取組を関連付ける例

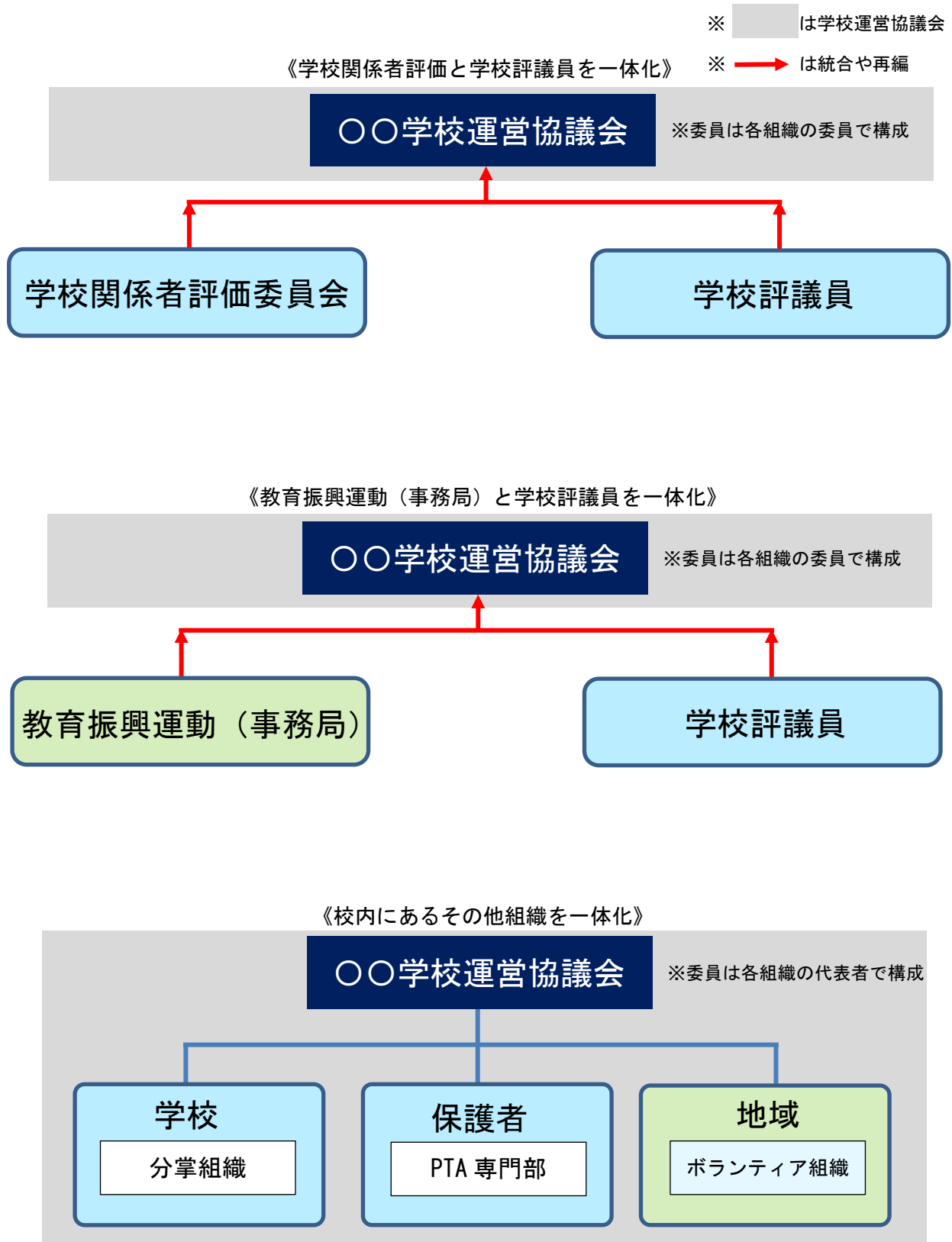
学校にある既存の「学校関係者評価委員会」「PTA 組織」や地域にある学校を支援する体制「地域学校協働本部」等と関連付けて組織する。学校運営協議会の中に関連付けた組織と十分連携が図られるよう「部会」を設ける例があります。

《地域と学校の組織・取組の関連付け》 ※ は学校運営協議会



イ 学校内のその他の組織や取組を一体化する例

学校にある既存の「学校関係者評価委員会」「学校評議員制度」「教育振興運動（事務局）」「PTA 組織」等を一体化して、「学校運営協議会」とする例があります。

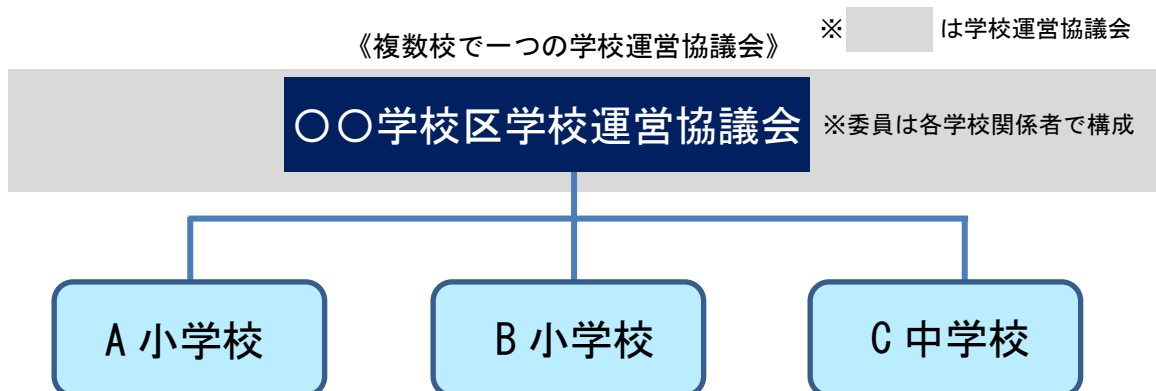


ウ 複数校に一つのCSを導入する体制

法律上、小中一貫校等の学校間における教育の密接な連携を図る必要がある場合に対応できるよう、二つ以上の学校に一つの学校運営協議会を置くという方法が可能とされています。

なお、この体制を進めるにあたっては、文部科学省令に基づき、教育委員会が必要と認める場合となっています。

また、複数校で一つの学校運営協議会を置いた場合、協議事項が増えることによる「会議時間増」も指摘されているところであるため、進めるにあたってはその点にも十分留意する必要があります。



(3) CSの導入の手続き

CSの導入が円滑に図られるように、設置者である教育委員会と学校とが行うべき手続きを確認しながら、段階的に無理なく準備を進める必要があります。

先にも述べましたが、地域や学校に応じて連携・協働には様々な実状があるため、ここでは一例を示します。各自治体や学校においては、以下を参考にして工夫改善に努めてください。

ア 教育委員会の準備

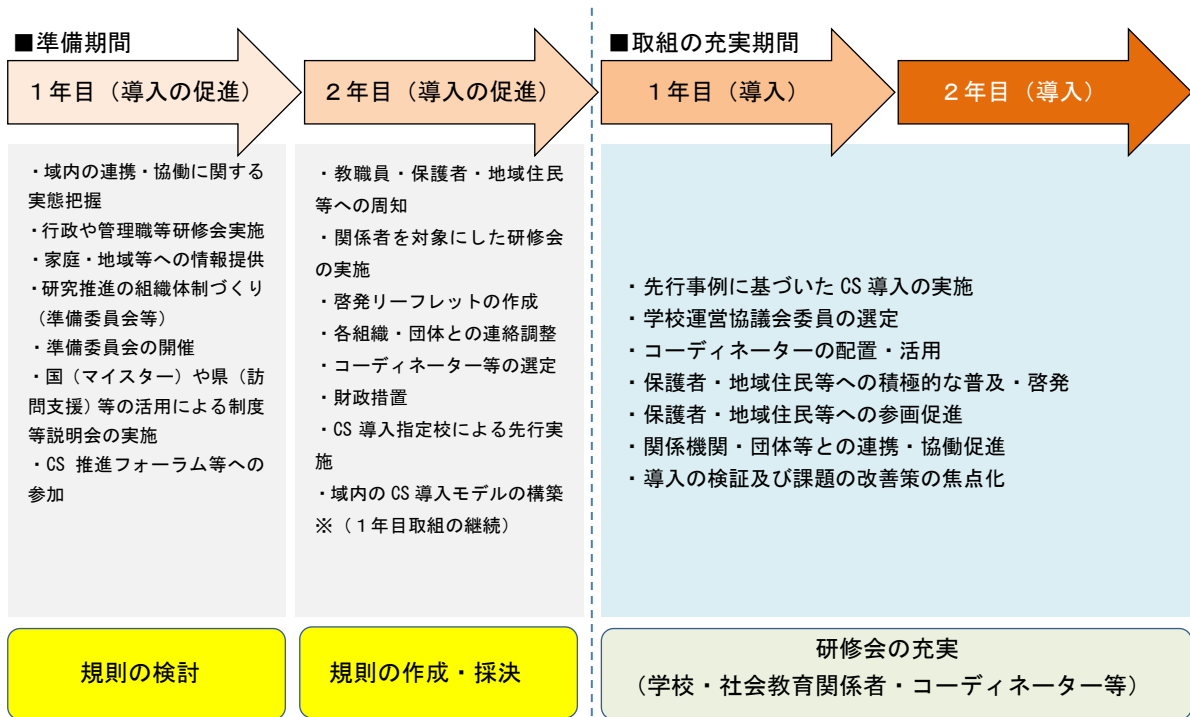
① 域内の連携・協働の実状を把握し、CS導入までのビジョンをもつ

教育委員会は学校の設置者として、強いリーダーシップが求められます。

特に、域内の地域と学校の連携・協働の実状を的確に把握し、CS導入までのビジョンをもつことが大切です。

また、その実状を踏まえて、域内に設置されている学校の将来像や連携・協働の具体的な姿等を関係者と共有するとともに、連携・協働体制を確立するため、CSの推進について学校等へ支援することが教育委員会としての大きな役割となります。

また、教育委員会は、学校関係者のみならず、地域住民や保護者等に対しても、取組の必要性やその効果、参画を促すこと等に関する周知活動や研修の機会を設けることなど、環境づくりを進めていくことも大切です。



CS導入スケジュール（例）

② 「学校運営協議会規則」を作成する

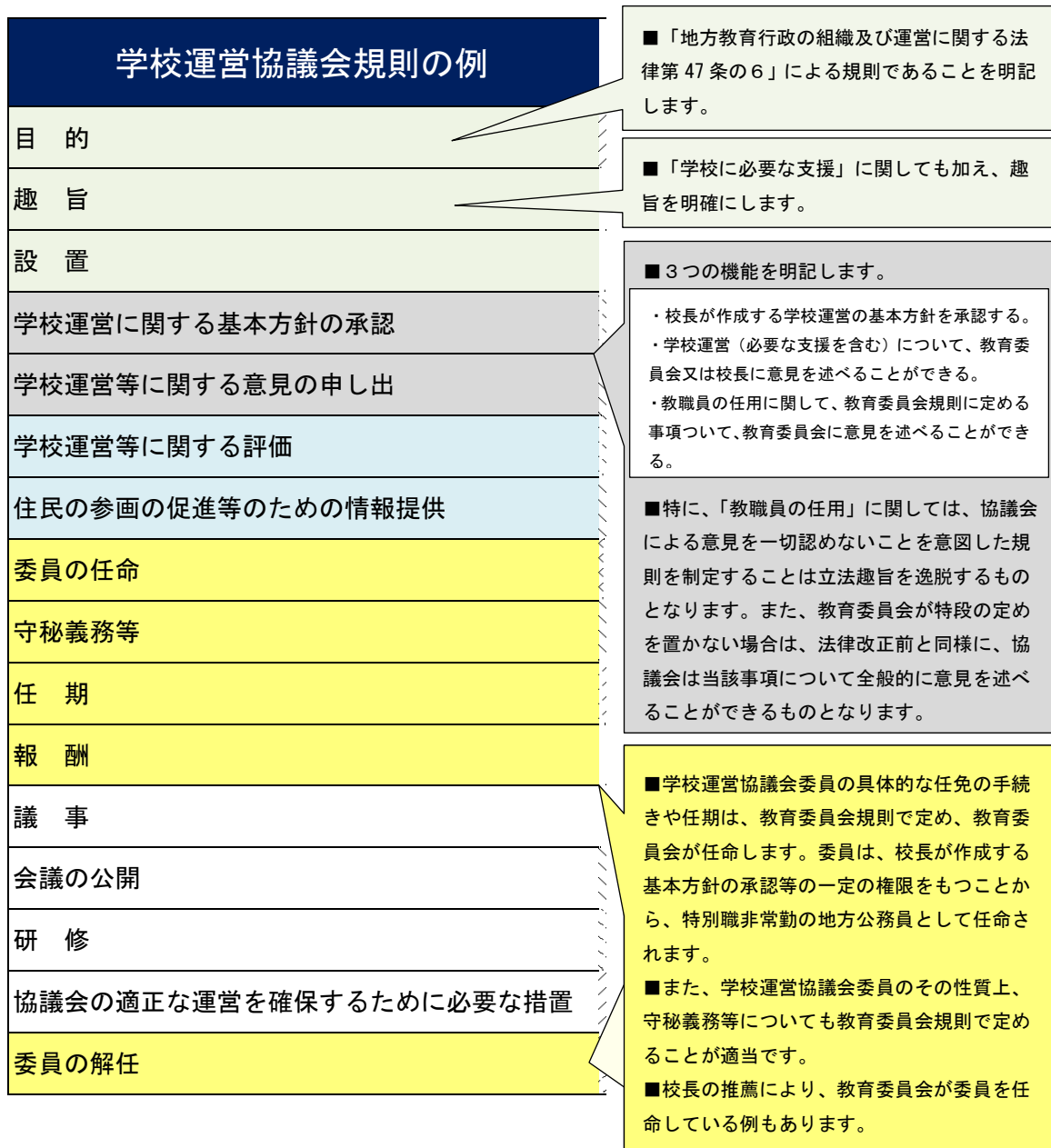
域内の学校にCSを導入する教育委員会は、教育委員会規則として「学校運営協議会規則」を制定する必要があります。

制定する際は、文部科学省が示す「学校運営協議会規則の例（下記）」等を参考に、法律に基づいたものとしなければなりません。

また、例えば、「学校運営等に関する意見の申し出（「学校運営への必要な支援」「教職員の任用）」に関して意見の対象となる事項を教育委員会規則で定めたり、「委員の任用」を校長の推薦によって教育委員会が委員を任命することについて定めたりするなど、地域や学校の実状に応じて制定している例がありますが、法律上いくつか留意しなければならない点もありますので、制定する際は十分検討を重ねることが求められます。

なお、学校運営協議会と校長の意見が異なり、校長が作成した基本方針について承認を得られない場合は、校長と学校運営協議会は議論を尽くして、成案を得るように努めなければなりません。

仮に、学校運営協議会の運営が著しく適性を欠いてしまっていること等を理由に承認を得られない場合には、校長は承認を得ずに学校運営を行うことができます。そうした状況が継続する場合には、教育委員会は必要な措置を講じなければならないことが法律上では求められています。



イ 学校の準備

① ビジョンや課題を関係者全員で共有する

近年、学校や地域が抱えている課題は複雑かつ多岐にわたっており、学校だけ、地域だけで解決することが難しくなっています。そのため、学校は地域の意見を取り入れ、地域との協働を図りながら教育活動を展開していく必要があります。そこで、学校と地域が課題を認識し、共通の目標やビジョンをもつことが重要となります。



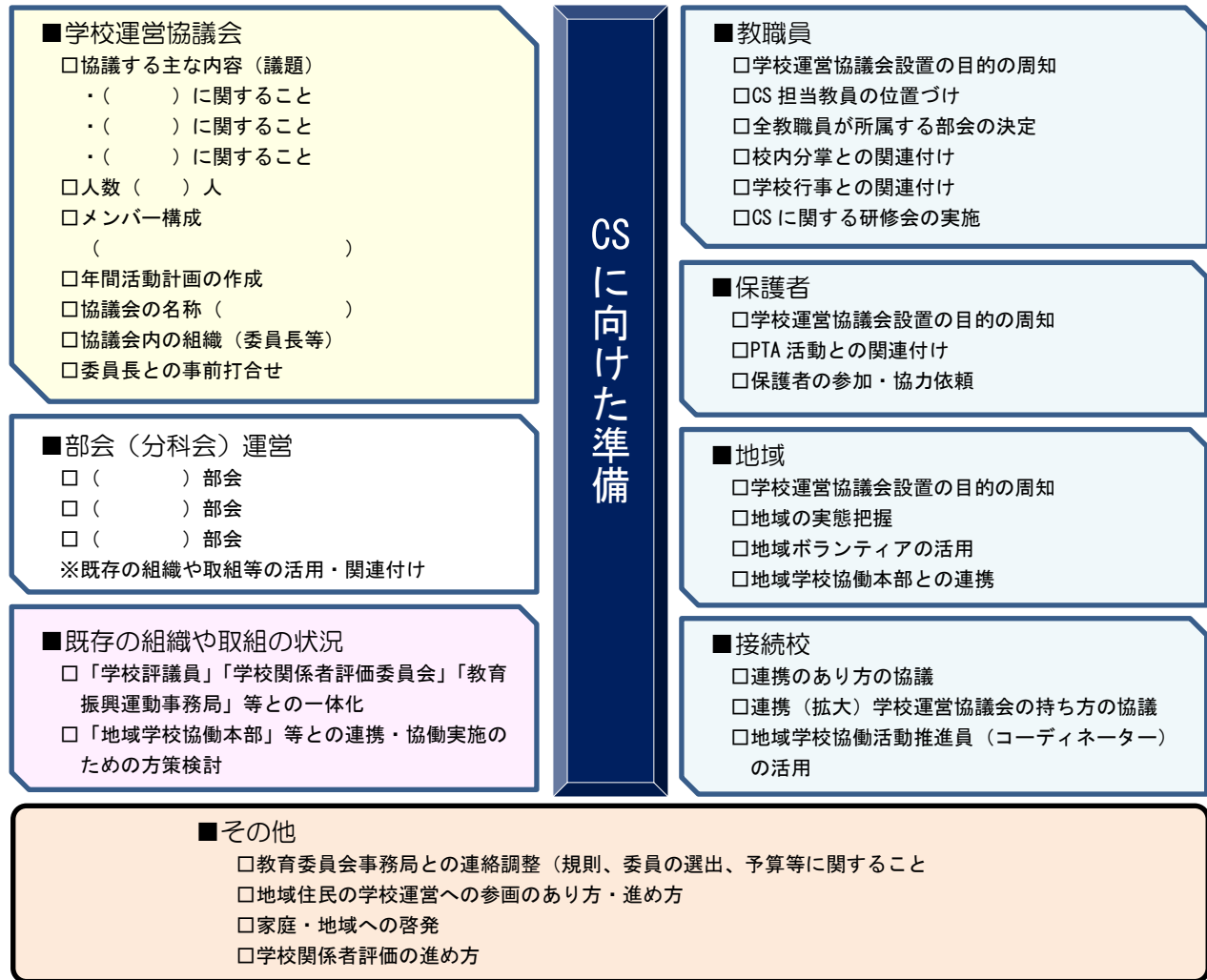
目標・ビジョン共有のイメージ（例）

② 組織づくりを行う

学校運営協議会を組織するにあたっては、まず、教職員・保護者・地域住民に対して、設置する目的や体制などの理解を図る必要があります。

そのために、教育委員会と連携を図りながら、学習会や先進校視察、広報活動を行うなど、CS の運営方法等を深く理解する必要があります。

なお、既存の体制を活用するなど、学校や地域の実状に応じた組織づくりを進めることはいうまでもありません。



CS に向けた準備の視点と内容（例）

③ 学校運営協議会委員を選出する

保護者や地域住民等から、学校運営や教育活動への参画を得るためには、学校運営協議会委員の選出が重要です。

委員構成や人数・任期については、教育委員会規則で定めることとなりますが、実質的で活発な議論を通じて学校運営協議会としての一定の方向性を決定できる程度の人数が必要であり、学校（校長）とともに行動していける委員を選出することが重要です。

法律上では、「対象学校の校長は、委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる」とされています。

先にも述べましたが、協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関する協議を行い、校長が作成する学校運営に関する基本的な方針を承認する役割を担う機関です。そのため、協議会の委員は、単に第三者的な立場から学校運営を批評するような者ではなく、対象学校について一定の理解を有した上で、当該学校を応援する存在として、その運営改善に資するような建設的意見を述べ、学校運営に責任感を持って参画することができる者であることが求められます。

こうした人材を確保するためには、学校運営の責任者としての立場にある校長が、自校の運営の現状や課題等に照らして、どのような人物がその運営の改善に資するかを考え、任命権者である教育委員会に意見を申し出ることが大切です。

したがって、市町村教育委員会では、規則において委員の選定の際に校長から意見を聴取する手続きについて規定を置くなど、対象学校の校長が意見を申し出る機会を確保するための措置を講ずることが求められますので、校長は、委員を選出する際は教育委員会と連絡を密にとりながら進める必要があります。

《委員の構成（例）》

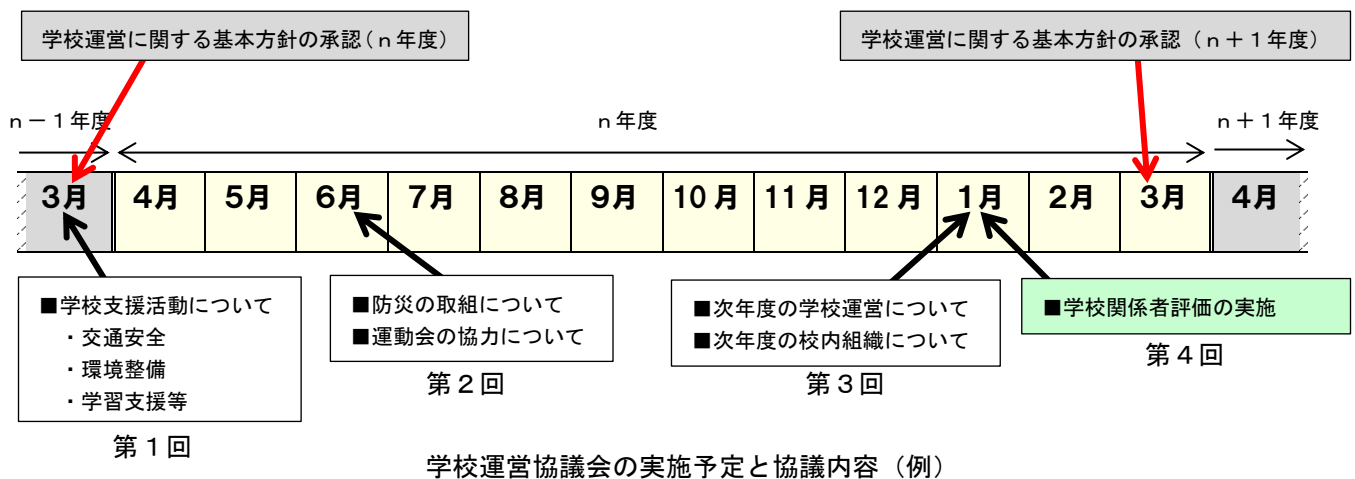
- ・自治会長
- ・公民館長
- ・PTA 会長
- ・地域学校協働活動推進員
(コーディネーター)
- ・婦人会代表
- ・青年会議所代表
- ・おやじの会代表
- ・同窓会代表
- ・伝統芸能保存会代表
- ・民生委員代表
- ・接続する中学校の校長
- ・学校担当指導主事・社会教育主事
- ・当該校の校長・副校長・PTA 会長

※地域や学校の規模に応じて、人数には幅があります。

④ 学校運営協議会の開催計画を立てる

学校運営協議会の機能を生かして、学校運営を「計画→実行→評価→改善」のPDCA サイクルを一体的に回すためには、学校運営協議会等で協議する内容に関して見通しておくことも重要です。

学校運営協議会では、学校運営に関する「基本的な方針の承認」を行い、「学校運営（必要な支援も含む）に関する意見の申出」、「教職員の任用に関する意見の申出」を行う役割が法律上定められていますので、その会議体の機能を生かして、多くの学校では、「学校評価」についての協議、「学校や地域の課題解決」に向けた協議も行われている状況です。



(4) 発展・拡充する際の留意点

既存の体制や取組及び「学校運営協議会制度」の特徴や内容を十分理解すること

本県では、「教育振興運動（事務局）」が学校内にある場合が多く、学校に深く根付き地域との確かな関係性のもとに様々な取組を展開してきました。

もともと「教育振興運動（事務局）」は、「地域力を活用して地域の教育課題解決に取り組み、学校とともに地域でも子供を育成する」という理念のもと、地域主体の組織（取組）としてスタートしました。

しかし、学校のリーダーシップのもとにそれらの取組が進められた地域も多く、現在の「学校が教育振興運動の事務局を担う」状況に至っているという経緯もあります。本県では、地域と学校の連携・協働に具体的且つ先進的な取組をしてきたといえます。

そのような中で、今般の学校の体制「学校運営協議会」の導入にあたり、「教育振興運動（事務局）」と学校運営協議会との違いは何か「既に連携・協働の体制や取組があるのに、更に屋上屋を重ねるのか」などという議論が度々なされてきました。

しかし、前述の本県の連携・協働の成果や課題に加えて、「教育振興運動（事務局）」等の既存の体制や取組と、新たに学校に導入する「学校運営協議会制度」双方の特徴や内容、類似点、相違点を関係者が十分に理解することが、「学校運営協議会」を導入する際の必要感にもつながるものであると考えられます。

また、円滑な「学校運営協議会」の導入に向けて、特に教育振興運動の事務局が学校の中にある場合、「事務局組織をそのまま学校運営協議会としてはどうか」という意見もありますが、その場合の課題もいくつか指摘されているところであるため、「教育振興運動（事務局）」をそのまま活用する際は、以下の点に十分留意する必要があります。

《指摘されている課題》

- 一つの組織の中に、二つの目的や機能が同居することとなるため、果たしてそれぞれの目的や機能が十分果たされるか。
- 関係者が、連携・協働に関する今日的な背景、体制の違いを十分理解して進めることができるか。
- 特に、学校運営協議会の委員は、地方公務員法上の特別職の公務員であり、一定の権限が与えられて個々の責任のもとに学校運営に積極的に参画することが求められるが、既存のメンバーがそれに相応しい人材であり、校長の学校運営を支えることが期待できるか。
- 現在、教育振興運動の事務局が学校にある場合、副校長が中心となっている場合が多いが、学校運営協議会の事務局事務が加わることによって、副校長の過重負担とならないか。

(5) 連携・協働を強化するための取組「いわて型CS」

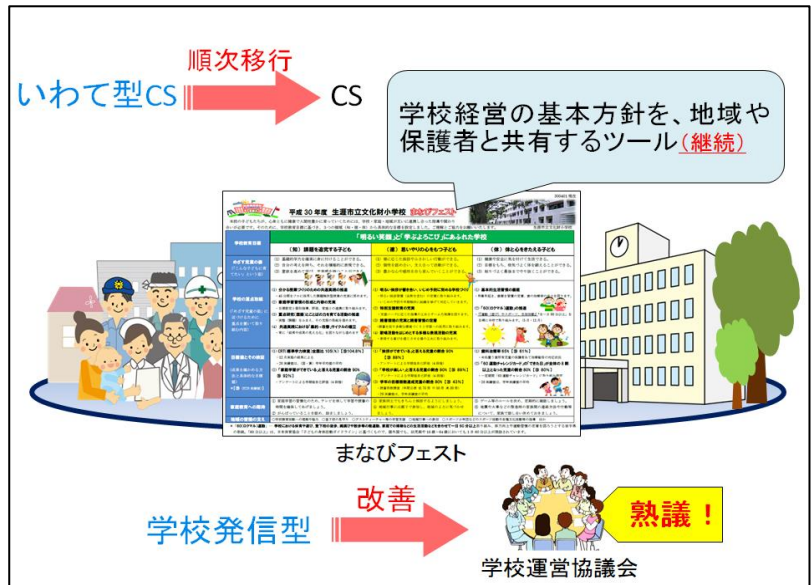
「いわて型CS」は、平成19年度以来の本県の実践・家庭・地域との連携・協働の取組であり、県内全ての小中義務局学校において「まなびフェスト」を設定・活用しながら、検証可能な目標達成型の学校経営

と学校評価に役立ててきました。

この取組は、これからも本県の学校教育充実の中核をなすものであり、今後、「学校運営協議会」を通じた地域と学校の連携・協働をさらに推進するために活用するものです。

連携・協働を通じて、学校・家庭・地域社会が一体となり、めざすべき教育の実現に取り組むという理念は変わりありませんが、今後は、「いわて型コミュニティ・スクール」から「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」に、その名称も具体の組織体制等も、市町村毎を基本に順次移行していくこととなります。

また、「まなびフェスト」は、学校経営の基本方針を、地域や保護者と共有する大切なツールとしてこれからも継続活用を図ることになりますが、「まなびフェスト」が一方向的な学校発信型に留まっているという課題も指摘されていることから、今後は、学校運営協議会の中で関係者の熟議を通じた内容等の決定・発信が求められていきます。



これからの「いわて型CS」

5 「学校を核とした地域づくり」のための体制整備

《ポイント》

- ◆ 市町村や各地域における教育振興運動の体制の実状に応じて、適切にその活用を図る。
- ◆ 文部科学省が示す「地域学校協働本部」は、本県における「教育振興運動（事務局）」と類似したものとしてとらえることができることから、①コーディネート機能、②多様な地域学校協働活動の展開、③持続的な活動展開、といった機能面に着目して、その活用を積極的に図っていく。
- ◆ したがって、既存の体制「教育振興運動（事務局）」を、コーディネート機能を果たす体制へ発展・拡充する。
- ◆ 「教育振興運動（事務局）」を学校の体制へと発展・拡充する考え方がある一方、地域の体制へと発展・拡充するという考え方がある。

(1) 地域の体制整備の必要性

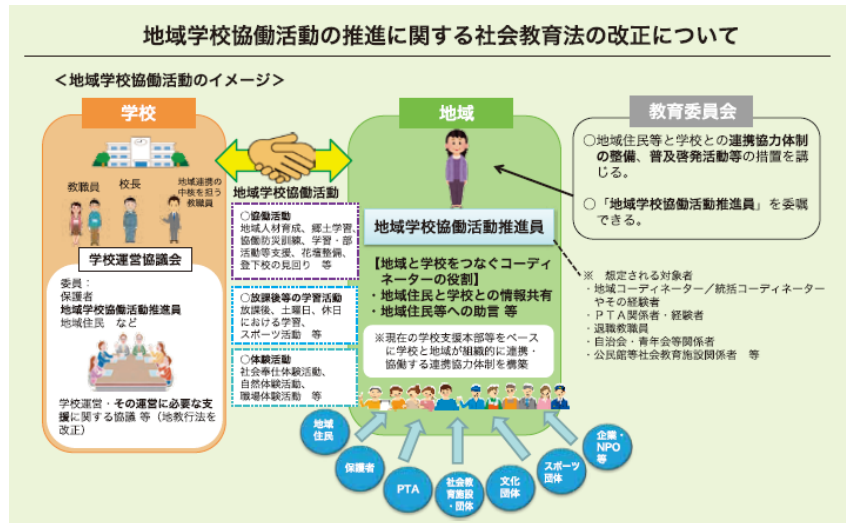
今後、市町村教育委員会においては、地域とともにある学校づくりを推進するための学校における体制「学校運営協議会」（主体は学校）と、学校を核とした地域づくりを推進するための地域における体制である、いわゆる「地域学校協働本部」等（主体は地域）の双方が、地域学校協働活動をとおして両輪として相乗効果を発揮するように体制整備を行なっていくことが重要となることは、先にも述べたところです。

学校運営協議会は、学校運営に関することについて協議する体制である一方で、地域の体制である「地域学校協働本部」等は、学校運営協議会で話し合われた、学校運営に必要な支援（地域学校協働活動）を実効的且つ円滑に実施するための地域の体制です。

今後、本県の既存の取組（体制）である「教育振興運動（事務局）」は、今後「地域学校協働本部」等の役割を担う体制として期待されています。

また、地域の体制は、地方創生の考えに基づき「学校を支援するためのもの」としてだけでなく地域住民等が地域学校協働活動に参加することによって、「地域コミュニティそのものが活性化する」「地域で活躍する人材を地域みんなで育成する」ための体制としても期待されているところです。

なお、本資料では、「地域学校協働本部」について、『『地域学校協働本部』等』と記述していますが、文部科学省によれば、地域学校協働本部は、平成27年度の中教審の答申で提言されたもので、「連携の体制は様々な形態があり得るため、法律上の規定はないが、地域住民等と学校の連携協力体制の整備が求められている中においては、その取組の一つとして位置づけられる」としています。



(2) 地域の体制整備の基本的な考え方

本県においては、学校・家庭・地域相互の連携の体制として、長い歴史の中で既に教育振興運動が根付いていることから、①コーディネート機能、②多様な地域学校協働活動の展開、③持続的な活動の展開、といった機能面に着目しながら、既存の体制の活用を図ることを原則に、体制整備の検討を進めようとするものです。

つまり、「教育振興運動（事務局）」を学校の体制へと発展・拡充する考え方がある一方、地域の体制へと発展・拡充するという考え方があります。

6 地域の体制整備の具体方策

《ポイント》

- ◆ 今後、地域の体制整備にあたって優先的に求められるのは、コーディネート機能の発揮による多様な地域学校協働活動の展開ができるようにすることである。
- ◆ 「教育振興運動（事務局）」を発展・拡充する場合、「地域学校協働本部」との融合（必要な機能を一体化させていくこと）とするか、棲み分け（組織を別のものとして、それぞれが必要な機能を果たすこと）とするか等の見極めが喫緊の課題である。

(1) 「教育振興運動（事務局）」や「地域学校協働本部」の現状点検と発展・拡充

既存の「教育振興運動（事務局）」や「地域学校協働本部」の体制の現状を点検・把握し、学校内外における地域学校協働活動を効果的かつ円滑に進めるため、コーディネート機能を果たす体制に整理・発展・拡充させていく必要があります。

なお、ここでいうコーディネート機能とは、ニーズを把握し、それに応じたものやひと（あるいはその情報）、取組等が円滑に提供・実施されるように調整等を図ることです。

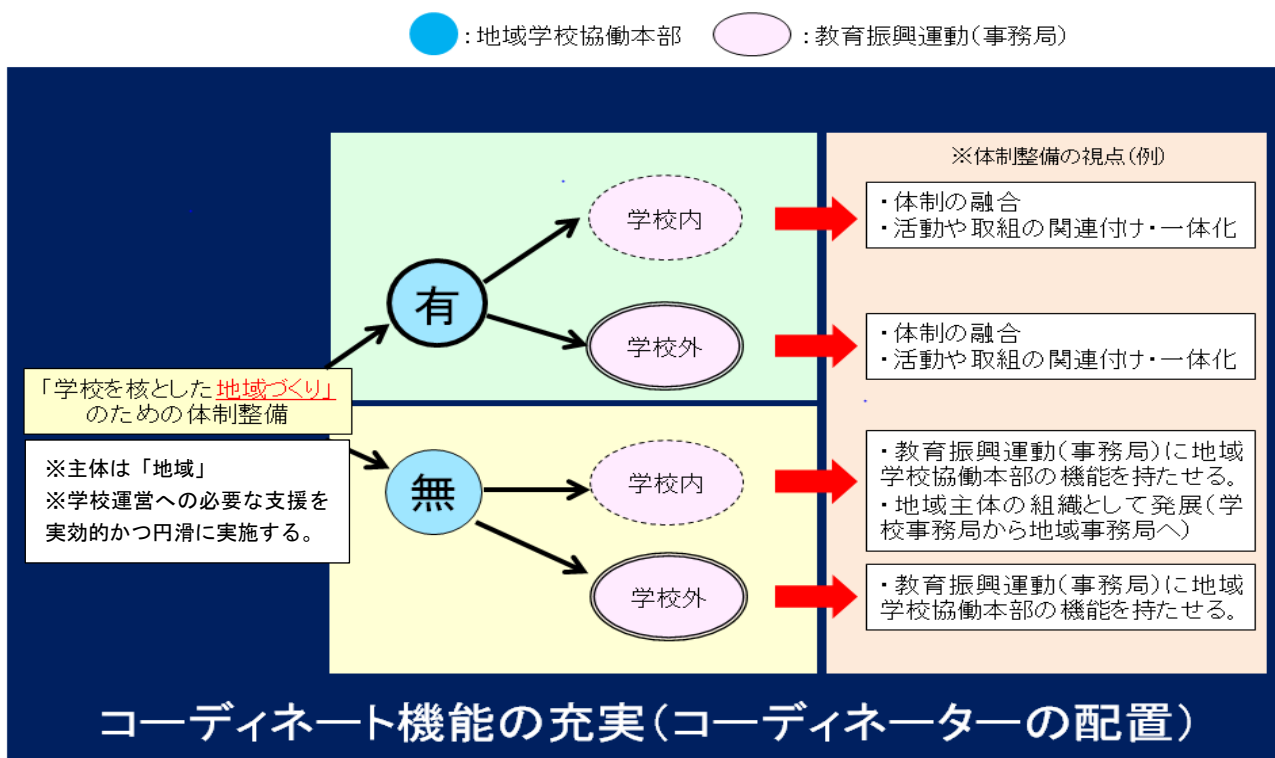
この機能は、これまでも既存の体制の中でも（専任の人材「地域学校協働活動推進員」※⁹（コーディネーター）が置かれていなくとも）ある程度は発揮されてきているものですが、将来も持続的可能なしくみとして確立させていくことが求められています。

今後、地域の体制整備にあたって優先的に求められるのは、コーディネート機能の発揮による多様な地域学校協働活動の展開ができるようにすることです。

(2) 現状を点検する際の視点

本県の地域の体制整備にあたり、本県独自の取組である「教育振興運動（事務局）」が、地域と学校の連携・協働の推進の役割を担ってきたことから、今後めざす発展・拡充の方向性について、地域学校協働本部との融合（必要な機能を一体化させていくこと）とするか、棲み分け（組織を別のものとして、それぞれが必要な機能を果たすこと）とするか等の見極めが喫緊の課題となっています。

そこで、これまでの「教育振興運動（事務局）」の成果と課題や「地域学校協働本部」の特徴、相互の類似点、相違点等をふまえ、次の視点（例）で各市町村が体制の現状を点検し、地域や学校の実状に応じた整備に向け検討を進める必要があります。



本県の地域の体制を点検する際の視点

※⁹ 地域学校協働活動推進員：「コーディネーター」のこと。今般、地域学校協働活動に関する社会教育法改正により、名称が改められた。本文では、便宜上、「地域学校協働活動推進員」を「コーディネーター」と表記している。

ア 学校又は地域の体制の点検や現状把握

県内の現状においては、次の3つの分類のうちのいずれかに該当すると想定されます。

- ① 地域学校協働本部がすでに設置（コーディネーターが配置）され、教育振興運動（事務局）も（学校内又は外に）設置されている。（事務局の設置場所は問わない）
- ② 地域学校協働本部は未設置で、教育振興運動（事務局）が学校内にある。
- ③ 地域学校協働本部は未設置で、教育振興運動（事務局）が学校外にある。

イ 分類に応じた改善（発展・拡充）の方向

- ① 地域学校協働本部がすでに設置（コーディネーターが配置）され、教育振興運動（事務局）も（学校内又は外に）設置されている場合（事務局の設置場所は問わない）

地域学校協働本部を設置し、且つ、教育振興運動（事務局）も行っている場合は、両者の体制を融合させて、求める機能の一本化を図る方向とするか、体制はそれぞれ維持しながら、活動や取組を可能な範囲で関連付けていくかなどについて、方向性を決めていく必要があります。

その際、教育振興運動（事務局）は、本部のコーディネーターとの連携を十分図り、学校も地域も負担が一部に偏ることのないように配慮する必要があります。

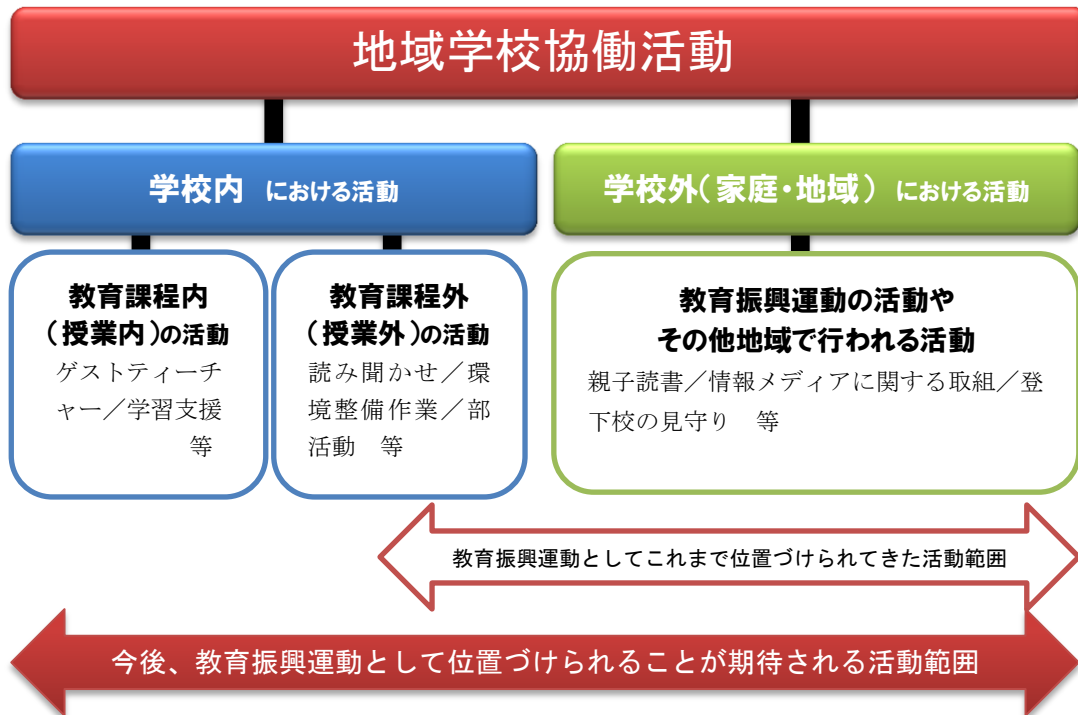
地域学校協働本部は設置されているが、全ての学校が対象となっていない（コーディネーター配置が一部の学校に限定されている場合）市町村は、一人のコーディネーターが複数校に対応したり、コーディネーターを増員したりするなどして、対象校を拡充することを検討する必要があります。

- ② 地域学校協働本部は未設置で、教育振興運動（事務局）が学校内にある場合

地域学校協働本部が設置されていない市町村において、教育振興運動（事務局）が行われており、且つ、事務局が学校の中にある場合は、教育振興運動（事務局）が、地域学校協働本部に代わる組織として機能するように発展・拡充させることが可能となります。【次頁図参照】

そのためには、従来学校の副校長等が担ってきた事務局を、学校から離して地域の事務局員が副校長等に代わってその役割を担うようにするなど、地域が主体的に進める体制に発展させることが期待されます。

また、従来担ってきた内容に加えて、学校運営協議会で話し合われた学校運営への必要な支援を、実効的且つ円滑に実施する機能を持たせるため、教育振興運動（事務局）の中に、コーディネーター的役割を担う人材を位置づけることなどが求められます。



- 一般的に、これまでの教育振興運動の活動として位置づけられてきた内容は、概ね学校外における活動であるといつてよい状況です。学校内における活動があるとしても、環境整備作業等ま
でが大半ではないかと推測されます。
- 一方、読み聞かせ活動やゲストティーチャー、学習支援の活動については、担っている主体（家
庭・地域）は教育振興運動と共通しているものの、実際は、別扱いで運営（教育振興運動の活動
計画には位置づけられていない）されてきています。
- 今後は、「地域学校協働活動」という大きな括りに着目し、全ての活動が教育振興運動の活動の
一環であるという捉え方で、組織のあり方も考えていくことが必要です。

③ 地域学校協働本部は未設置で、教育振興運動（事務局）が学校外にある場合

地域学校協働本部は設置されていない市町村において、教育振興運動（事務局）が行われており、
且つ、事務局が学校以外にある場合は、事務局が学校内にある場合と同様に、教育振興運動（事務
局）が、地域学校協働本部に代わる組織として機能するようにすることが期待されます。

その際、従来担ってきた教育振興運動の内容に加えて、学校運営協議会で話し合われた学校運営
への必要な支援を、実効的且つ円滑に実施する機能を持たせると同時に、教育振興運動（事務局）
の中に、コーディネーター的役割を担う人材を位置づけることなどが期待されます。

7 学校と地域の体制整備に関する配慮事項

《ポイント》

- ◆ 教育委員会が主催する各関係者への研修会開催や人材育成研修会の実施、学校から保護者や地域住民へ向けた広報活動の充実が大切である。
- ◆ 連携・協働の推進は、市町村教育委員会が域内の地域と学校の連携・協働の状況、その体制等の実状を的確に把握することから始まる。
- ◆ 教育委員会の「学校教育主管課」と「生涯学習・社会教育主管課」の双方が、相互の取組やその効果を十分理解をして一体的に施策を展開することにより、「社会総掛かりでの教育の実現」の目的が果たされる。
- ◆ 体制を整備するにあたり、「人材が不足している」という課題も指摘されているところであるが、市町村によっては、人材確保・育成に向けて工夫した取組がなされている。
- ◆ 学校運営協議会で話し合われた学校運営に必要な支援を、実効的且つ円滑に実施するためには、地域の「コーディネート機能」が不可欠である。

(1) 関係者への十分な周知を図ること

本県でめざす連携・協働は、「広い関係者の参画による推進」です。そのためには、一部の関係者だけではなく、学校、地域住民、保護者等、それぞれの各関係者が、本県でめざす連携・協働の姿、その方策、趣旨や内容等に関して十分理解を図りながら進めることが大切です。

そのためには、教育委員会が主催する各関係者への研修会開催や人材育成研修会の実施、学校から保護者や地域住民へ向けた広報活動を充実させていくことも大切です。

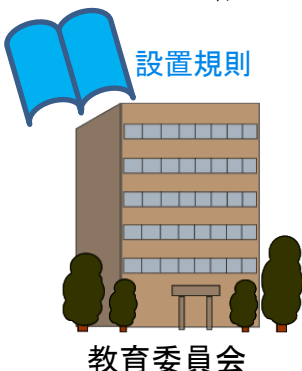
「これまでで行っている連携・協働と何が違うのか」「評議員制度と学校運営協議会との違いは一体何なのか」又は「今後の校長の権限はどうなるのか」等について度々議論になりますが、関係者が地教法に基づいた学校運営協議会の理念や内容について十分に理解を深めることが、様々な不安要素を払拭する糸口になりスムーズな連携・協働の推進につながるものと考えられます。

(2) 教育委員会がリーダーシップを発揮すること

連携・協働の推進は、市町村教育委員会が域内の地域と学校の連携・協働の状況、その体制等の実状を的確に把握することから始まります。

そのことを踏まえて、例えば、「学校評議員制度」を取り入れている市町村では、「評議員」に新たな関係者を加えて「学校運営協議会」にしたり、行っていない市町村では、地域住民等の中から校長が新たに「学校運営協議会」の組織を立ち上げたりすることも考えられます。また、域内の地域や学校の実状もまた異なっている場合もあり一様に体制整備が難しい場合があるかもしれません。

さらに、市町村教育委員会は、「学校運営協議会設置規則」において、「学校運営の意見の範囲」と「教職員の採用その他の任用の範囲」について規則で定めることができることとなっており、規則制定にあたっては、域内の実



状に基づいた十分な議論も大切です。

このように、域内の連携・協働の成果・課題を踏まえて実施することが、関係者それぞれの必要感に基づいた連携・協働につながるものと考えられます。

なお、現在本県において「学校運営協議会制度」を進めている市町村では、学校運営協議会委員やコーディネーターの報酬を国の補助金を活用する例もありますが、持続的な連携・協働の推進のためには、今後、各市町村において財政に関する措置も併せて検討を進めることが必要となります。

(3) 「学校教育主管課」と「生涯学習・社会教育主管課」とが連携・協働すること

教育委員会がリーダーシップを発揮するためには、「学校教育主管課」と「生涯学習・社会教育主管課」の双方が、相互の取組やその効果を十分理解して一体的に施策を展開することにより、「社会総掛かりでの教育の実現」の目的が果たされることが考えられます。

そのためには、指導主事が学校の視点から連携・協働に関する実状を把握し、学校関係者への制度説明や支援に関する役割を担うとともに、社会教育主事が地域の視点から連携・協働に関する実状を把握し関係者への制度説明や支援に関する役割を担うなど、相互にそれぞれの立場を自覚し専門性を発揮しながら進めることも大切です。

(4) 関係者の人材確保・人材育成を図ること

体制を整備するにあたり、「人材が不足している」という課題も指摘されているところですが、市町村によっては、人材確保・育成に向けて工夫した取組がなされているところがあります。

例えば、地域の体制を整備するにあたり、「コーディネーターやボランティアの確保に向けて、地域住民の方々を様々な機会に学校に招いて、「学校へのお手伝い」ではなく、子供たちと活動を一緒に行いふれ合うことによって楽しさを感じてもらうなど、まずは地域住民が学校の活動に興味・関心をもってもらうことから始めている取組があります。

また、学校の空き教室を地域の方々に開放し、地域の方々の学習の場として活用することによって、まずは地域と学校との関わりを持たせることを試みている例もあります。

さらに、学校の体制「学校運営協議会」を進める際、「委員を引き受ける人材がいない」という声もありますが、例えば、比較的規模の小さい市町村では、「幅広い立場から委員を構成する」という観点から、既存の評議員に加えて地域にいる商店の方、農業に従事している方、これまで直接学校に関わりがない地域住民にも理解してもらい、委員として協力をいただいている例や、既存の評議員に加えて市町村教育委員会事務局の職員が加わったり地元出身の大学等の有識者が加わる計画をしたりしている場合もあります。

もちろん、先に述べてきたように、運営協議会委員は、誰でもよいわけではなく、「一定の権限に基づいて学校運営に参画する」という趣旨に基づいて、校長の責任のもとに委員を推薦することに十分留意する必要がありますが、人材確保・人材育成のために、それぞれの実状に応じた様々なアイデアを生かして進められているのが現状です。

なお、地域の体制整備の場合も学校の体制整備の場合も、「お願いする時はいつも同じ人」等、一部に過重な負担とならないように併せて配慮することが重要です。



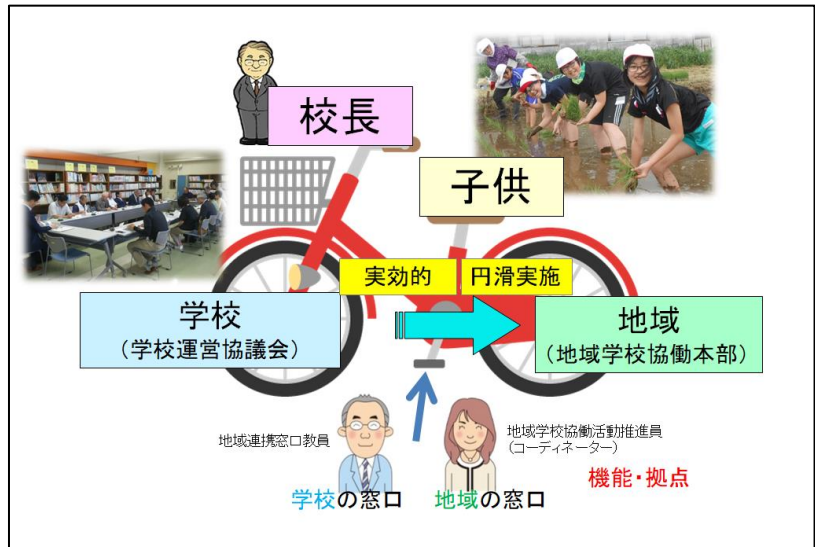
(5) コーディネート機能が発揮されるようにすること

学校運営協議会で話し合われた学校運営に必要な支援を、実効的且つ円滑に実施するためには、その地域窓口となる「コーディネート機能」が不可欠となります。

但し、その中心となる人材の存在も欠かせません。すなわち、コーディネーターとしての役割ですが、その人材配置には財源も必要となります。

したがって、地域の体制整備にあたっては、特にコーディネーター配置の方策についても検討することも大切です。

教育振興運動（事務局）が地域の体制として更に機能するよう発展・拡充させる場合は、教育振興運動の事務局組織の中から、地域の方にコーディネーターとしての役割をお願いする方法も考えられますが、一部に負担とならないように地域の方数人でチームを組んで進めることや、これまで事務局を担ってきた副校長等の学校関係者が必要に応じてそのチームに助言・支援にあたるなどの工夫や配慮も大切となります。



「コーディネート機能」の関係性（イメージ）

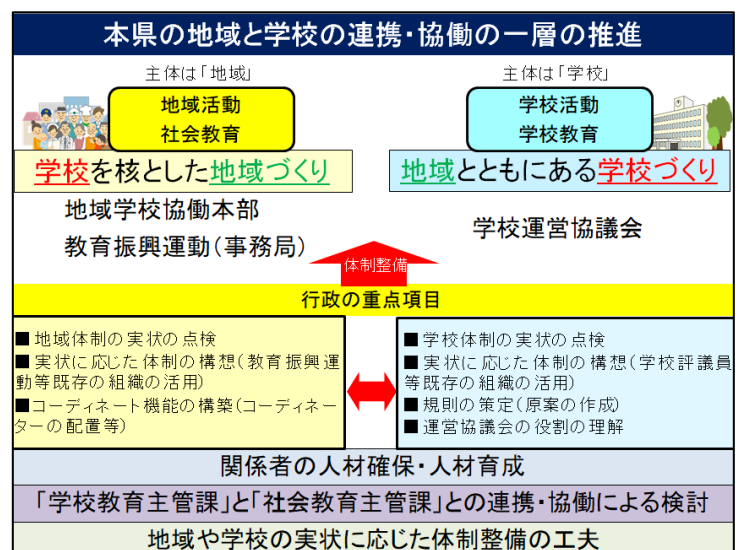
なお、コーディネート機能十分発揮されるためには、地域の窓口となるコーディネーターとともに、学校の窓口となる担当教員「地域連携窓口教員」との連携も重要となります。

おわりに

これまで、国の動向を踏まえた本県の地域と学校の連携・協働のあり方、特に、体制整備に目を向けてきましたが、私たちは「地域とともにある学校づくり」が、「学校を核とした地域づくり」につながり、「子供たちも、保護者も、教師も、地域住民もみんなが元気になる」ために「社会総掛かりで教育にあたる」という根本の目的を忘れてはなりません。

人生100年と考えれば、学校（教育）は何年でしょうか。学校を離れば、社会教育。これからは、「学校の立場」、「地域の立場」のみだけ見ていく時代ではなくなっていることを、関係者が自覚して進める必要があると考えます。

今後、本資料が本県の連携・協働の更なる推進に寄与することを願って止みません。



実状に応じた連携・協働推進のための関係図（例）

《資料》

いわての連携・協働体制の比較（関連する組織や体制の概要整理）

資料1

◆：文部科学省がすすめるしくみ ■：主にそのしくみのみに関すること □：いくつかのしくみに共通すること ◎：全てのしくみに共通すること

社会総掛かりでの教育の実現（学校でも地域でも子供を育てる。）					留意事項等
1 目的	学校を核とした <u>地域づくり</u> ※地域における学校との連携・協働の体制づくり		地域とともにある <u>学校づくり</u> ※学校における地域との連携・協働の体制づくり		※ <u>社会総掛かりでの教育の実現</u> を図ることが重要
2 体制	地域学校協働本部（活動）（◆）	教育振興運動	いわて型 GS	学校評議員制度	学校運営協議会（◆） ※学校運営協議会がある学校を「コミュニティ・スクール」という。
1) しくみ	◎連携・協働するためのしくみ				
	□学校と保護者、地域住民が話し合いにより、学校や地域の教育課題や目標を共有し、その解決や向上策に具体的に取り組むしくみ。		□主に「まなびフェスト」を手段として、学校の目標や取組、成果や課題（学校関係者評価を含む）を共有するしくみ。		■学校と保護者、地域住民が話し合いにより、学校や地域の教育課題や目標を共有し、その解決や向上策に具体的に取り組むしくみ。（一定の法的効力有）
2) 主な内容	組織的・持続的		—	組織的・持続的	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>地域の教育力の向上</u>を図る。 ■ 「<u>生涯学習社会</u>」の構築に資する。 		<ul style="list-style-type: none"> ◎知・徳・体のバランスのとれた社会に適応できる<u>子供の人間形成</u>を目指す。 ◎学校・家庭・地域が、連携・協働して<u>子供たちを育む</u>。 		<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>学校運営</u>へ必要な支援を行ったり協議したりする組織として明確に位置づけられる。 ■ <u>教育委員会規則</u>の定めるところにより設置され、学校の運営について、<u>一定の範囲で法的な効果を持つ意思決定</u>を行う<u>合議制の機関</u>
3 特色	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主体は教育委員会。学校等に<u>地域学校協働本部</u>を置く場合が多い。 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 「教育振興運動」や「学校評議員制度」と関連させながら、取組の充実を図っている。 		<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>主体は学校</u>。地域住民の参画を得る<u>連携・協働型</u>
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主体は<u>地域</u>であるが、実践区の事務局は<u>地域によって異なる</u>。 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 主体は<u>学校</u>。責任者である校長のリーダーシップによる<u>学校発信型</u> 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 設置者が委嘱した PTA や地域住民によって構成されている。学校によって組織は異なる。 ■ <u>校長の求めに応じて</u>、学校の運営について、学校評議員が<u>個人として意見を述べる</u>もの。校長の意思決定に対し、直接影響を及ぼすものではない。
3) 推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域と学校をつなぐ役割を担う<u>コーディネーター（地域学校協働活動推進員）</u>が必要不可欠。 ■ 今後、教育委員会は、<u>推進員の委嘱</u>が必要。 ■ 地域学校協働本部には、「①<u>コーディネート機能</u>」「②<u>より多くの地域住民の参画による多様な活動の実施</u>」「③<u>活動の継続的・安定的実施</u>」が必須。 ■ 本部は<u>多様なメンバーで構成</u>することが望ましい。 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 各市町村教育委員会に実践区を統括する推進組織（教育振興運動推進協議会）を置く。（※事務局は教育委員会） ■ 実践区の事務局は、<u>地域の実状によって、学校、公民館、自治組織等</u>様々ある。 ■ 実状に応じた特色ある取組 ■ <u>5者（子供・保護者・学校・地域・行政）による話し合いにより、地域の課題を共有し、その解決や向上策に分担して取り組んでいる</u>。 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 校長の推薦により、<u>教育委員会が委嘱</u> ■ 当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び見識を有するもの
	(例) 推進員、PTA 役員、公民館、自治会、商工会議所、青年団、民生委員、社会福祉協議会、放課後児童クラブ担当者、まちづくり協議会、大学等有識者、NPO 代表等		(実践組織の構成員の例) 自治会長、町内会長、PTA 副会長、地区子供会世話人会長、少年指導員、おやじの会代表、民生児童委員、主任児童委員、交通指導員、交番所長等		<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>教育委員会が委員を任命</u> ■ 対象学校の<u>校長は、委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出る</u>ことができる。 ■ <u>委員は、地方公務員法上の特別教育職</u> ■ 協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、<u>教育委員会規則で定める</u>。

社会総掛かりでの教育の実現（学校でも地域でも子供を育てる。）					留意事項等
1 目的	学校を核とした <u>地域づくり</u> ※地域における学校との連携・協働の体制づくり		地域とともにある <u>学校づくり</u> ※学校における地域との連携・協働の体制づくり		※ <u>社会総掛かりでの教育の実現</u> を図ることが重要
2 体制	地域学校協働活動（◆）	教育振興運動	いわて型コミュニティ・スクール	学校評議員制度	学校運営協議会（◆） ※学校運営協議会がある学校を「コミュニティ・スクール」という。
4 法的根拠	社会教育法 （第5条・第6条・第9条関係）	—	—	学校教育法施行規則第49条 （平成12年4月1日施行）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の6 （平成16年9月9日施行） （平成29年4月1日施行）
	法的措置なし	—	—	小中学校及び高等学校管理運営規則 小中学校評議員取扱規定	学校運営協議会（設置）規則
5 設置状況	全国	※「 <u>地域学校協働本部</u> 」の設置状況 公立小中学校約59%で実施	—	—	全公立学校 5,432校（14.7%）で導入 （平成30年4月1日）
	県	公立小中学校約22%で実施 （平成29年度）	公立小中義務教育学校100%	公立小中義務教育学校100%	全公立学校 19校（3.9%）で実施 （平成30年4月1日）
6 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ■従前の「<u>学校支援地域本部</u>」を、「<u>地域学校協働本部</u>」としている場合が多い。（※コーディネーターが1名でもいれば「本部」としている状況） ■実施にあたっては、殆どの自治体は、<u>国庫補助金を活用</u>している。 ■コーディネーターの殆どは<u>学校に配置</u>されている。 ■学校の求めに応じてボランティア等による学校の環境整備等、「<u>学校教育を支援する</u>」活動が主となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■教育振興運動の展開 ①地域課題の（例） <ul style="list-style-type: none"> ・家庭学習と読書活動 ・情報メディア等 ②推進組織の確認 ③実践組織の確認と実践 <ul style="list-style-type: none"> ・目標の共有と役割分担 ・計画の立案 ・活動の展開 ・反省と評価 	<ul style="list-style-type: none"> □「まなびフェスト」を活用した展開（※<u>小中義務教育学校で展開</u>） ①「まなびフェスト」の公表（例）・学力、体力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣の改善等 ②学校、家庭における実践 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者会等での進捗状況の確認 ③「まなびフェスト」の評価 <ul style="list-style-type: none"> ・定量評価や定性評価及び自己評価 ・児童や保護者を対象にしたアンケート ・学校評議員からの意見聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ■学校運営協議会で協議する内容 ①校長が作成する学校運営の<u>基本方針を承認</u>する。（<u>必須</u>） ②<u>学校運営への必要な支援</u>について、教育委員会又は校長に<u>意見を述べる</u>ことができる。 ③<u>教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べる</u>ことができる。（※但し、任命権者の任命権の行使そのものを拘束するものではない。校長の意見具申権そのものに変更が生じるものでもない。） 	※4年後の地教行法改正により「コミュニティ・スクールが義務化になる可能性が高い」ことから、今後、学校における地域との連携・協働の体制づくりについて、具体的に検討をする必要がある。
7 主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ■「<u>学校支援</u>」を超えて、個別に取り組んできた「放課後子ども教室」や「土曜学習」、「家庭教育支援」等と総合化・ネットワーク化を図ること。 ■そのために<u>本部の組織化</u>をすること。 ■<u>幅広い地域住民の参画</u>を得る取組へと発展させること。 ■<u>推進員の人材確保及び人材育成</u>を図ること。 ■実施主体が<u>財源を確保</u>すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■「<u>地域づくり</u>」に寄与することを踏まえて推進すること。 ■<u>実践区の事務局が組織的・継続的</u>であるか<u>点検</u>・整備すること。 ■<u>幅広い地域住民の参画</u>を得る取組へと発展させること。 ■「<u>学校支援</u>」を含めた、「地域と学校の連携・協働」の<u>多様な活動</u>の実施 ■<u>コーディネータ的役割を担う人材</u>の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ■「まなびフェスト」の作成や活用にあたっては、学校から地域住民への一方の「<u>学校発信型</u>」から、<u>地域住民と共に</u>目標やビジョン、その実現に向けた組織やしきみ、取組等について<u>協議して共有</u>を図る必要があること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■そもそも「<u>学校運営に地域住民の参画を広く得る</u>」しくみになっておらず、保護者・地域住民の意見を十分反映できない状況。また、昨今求められている「<u>学校運営協議会の役割</u>」を十分果たせていない状況であることについて、関係者に理解を得ること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■「<u>教委職員の任用に関する意見</u>」に対する<u>抵抗感を払拭</u>すること。 ■「学校運営協議会」を設置した効果が明確でないことやすでに既存のしくみによってある程度地域との連携・協働がなされている現状において、<u>学校における地域との連携・協働の体制</u>である<u>協議会設置の意義や必要感</u>について、関係者に<u>理解を促す</u>こと。 ■実施主体が<u>財源を確保</u>すること。
まとめ（今後の体制づくりに向けて）	<u>地域における体制（地域学校協働本部等）と学校における体制（学校運営協議会）の双方が両輪として相乗効果を発揮するように必要に応じて既存のしくみを発展させる。</u>				
	<ul style="list-style-type: none"> ■<u>全ての地域や学校が、一律ではなく、それぞれの地域と学校の協働活動の進展状況を踏まえて</u>連携・協働の体制を整備することが重要である。 ■「学校運営協議会」で話し合われた支援内容等について、<u>一部に偏ることなく具体化するための明確かつ組織的体制へと整備</u>する必要がある。 ■「教育振興運動」は長年本県の連携・協働を支えたしくみであり、「地域学校協働活動」と同様の役割を担ってきたことを考慮し、<u>既存の「教育振興運動」を積極的に活用した、本県独自の無理のない地域の体制整備が期待</u>される。 ■今後、「教育振興運動」を推進する場合は、「地域における学校と連携・協働する体制」であることを踏まえ、「<u>地域づくり</u>」「<u>幅広い地域住民の参画</u>」「<u>学校支援等の多様な活動</u>」「<u>コーディネータ的役割を担う人材確保</u>」の視点で<u>改善し、さらに組織的に機能するように発展させていく</u>ことが重要である。 ■「学校運営協議会」と両輪として相乗効果を発揮するために、<u>コーディネーター等が学校運営協議会委員の一員</u>となることが望ましい。 ■一部の市町村では、「地域学校協働本部」と「教育振興運動」の両方が実施されている現状があり、今後例えば、目的や内容を考慮したうえで「<u>地域学校協働本部</u>」と「<u>教育振興運動</u>」の<u>一体化</u>などの整理が望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ■本県においても、学校運営への「地域住民の参画」「組織的・持続的」という点で、「<u>学校運営協議会</u>」は有効なしくみとなり得るものであり、今後全ての学校において積極的な設置が求められる。 ■したがって、今後、「<u>既存のしくみの活用を図った無理のないしくみづくり</u>」という考え方を踏まえ、本県で行われてきた学校のしくみである「いわて型コミュニティ・スクール」と「学校評議員」を、<u>理念は継続しつつ「学校運営協議会」へ発展的に移行</u>することが重要である。 ■長年本県の連携・協働を支えてきた「<u>教育振興運動</u>」と「<u>学校運営協議会</u>」とが混同され、「<u>学校運営協議会の必要性</u>」について<u>度々議論される場合</u>があるが、「子供を育てる」という点では同じであるものの、<u>今後それぞれが求められる役割</u>については関係者に十分な理解を図ることが必要である。 ■しかし、「教育振興運動」は、これまで学校に深く根付き密な関係性のもとに様々な取組を展開してきたことや、実践事務局が学校にある場合もあることを踏まえると、学校運営協議会の「類似組織」の一つとして捉え方も可能と考えられるため、「<u>学校運営協議会</u>」へ<u>発展させるための視点（必要条件）</u>を具体的に整理し関係者に示す必要がある。 ■学校運営協議会の「<u>組織づくり（特に委員の選出）</u>」が課題となるが、既存のしくみそれぞれの本来の役割やこれまでの取組状況、学校運営協議会の目的を踏まえると、単に「<u>既存の組織を学校運営協議会に置き換える</u>」ことには<u>留意する必要がある</u>。 ■今後、学校運営協議会を、地域住民による学校運営への参画組織「<u>学校の応援団</u>」として機能させるために、既存のしくみの課題を踏まえて、<u>それに相応しい委員を校長の責任のもとに構想し、教育委員会の理解を得て組織することが重要</u>である。 ■なお、見える化できる「まなびフェスト」は、学校が、<u>家庭や地域と共に、目標やビジョン等を検討・共有する有効な手段</u>であるとともに、<u>学校関係者評価充実にも役立つ可能性がある</u>ことから、<u>継続して取り組むことが期待</u>される。 	※本県では、「 <u>2022年までに、全ての学校に学校運営協議会を設置</u> する」という見通しに立ち、本庁各課一体となった施策展開にあたっている。		

学校運営協議会設置に係る Q&A（国の動向編）

《目次》

Q1	コミュニティ・スクール（以下「CS」といいます。）に関する国の動向を教えてください。……………	1
Q2	協議会は必ず設置しなければならないのですか。……………	2
Q3	協議会の役割や設置する際に留意すべきことについて教えてください。……………	2
Q4	協議会の設置対象校を教えてください。……………	2
Q5	協議会は、各学校に置くとするものですか。……………	2
Q6	協議会の委員は誰が決めるのですか。……………	3
Q7	協議会の委員は具体的にはどのような方が望ましいのでしょうか。……………	3
Q8	教育委員会が決める委員で、学校や地域の実情にあった協議ができるのでしょうか。……………	4
Q9	協議会の委員を任命するにあたり、留意すべきことは何ですか。……………	4
Q10	協議会は、学校の運営に関してどのようにかかわるとよいのですか。……………	5
Q11	「教職員の任用に関する教育委員会に対する意見」の改正の趣旨は何ですか。……………	5
Q12	「職員の任用に関する意見」があると、学校の運営自体に混乱を招きませんか。……………	5
Q13	「職員の任用に関する意見」があると、教育委員会や校長の意見具申権に変更が生じますか。……………	6
Q14	しかし、「職員の任用に関する意見の尊重」とありますが……。……………	6
Q15	「職員の任用に関する意見」は具体的にどのようなものがあるのでしょうか。……………	6
Q16	「職員」とは誰のことですか。また「任用」の捉えを教えてください。……………	6
	《資料》「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(第 47 条の 6) 条文……………	8



平成 30 年 5 月

生涯学習文化財課

I 国の動向

Q1 コミュニティ・スクール（以下「CS」といいます。）に関する国の動向を教えてください。

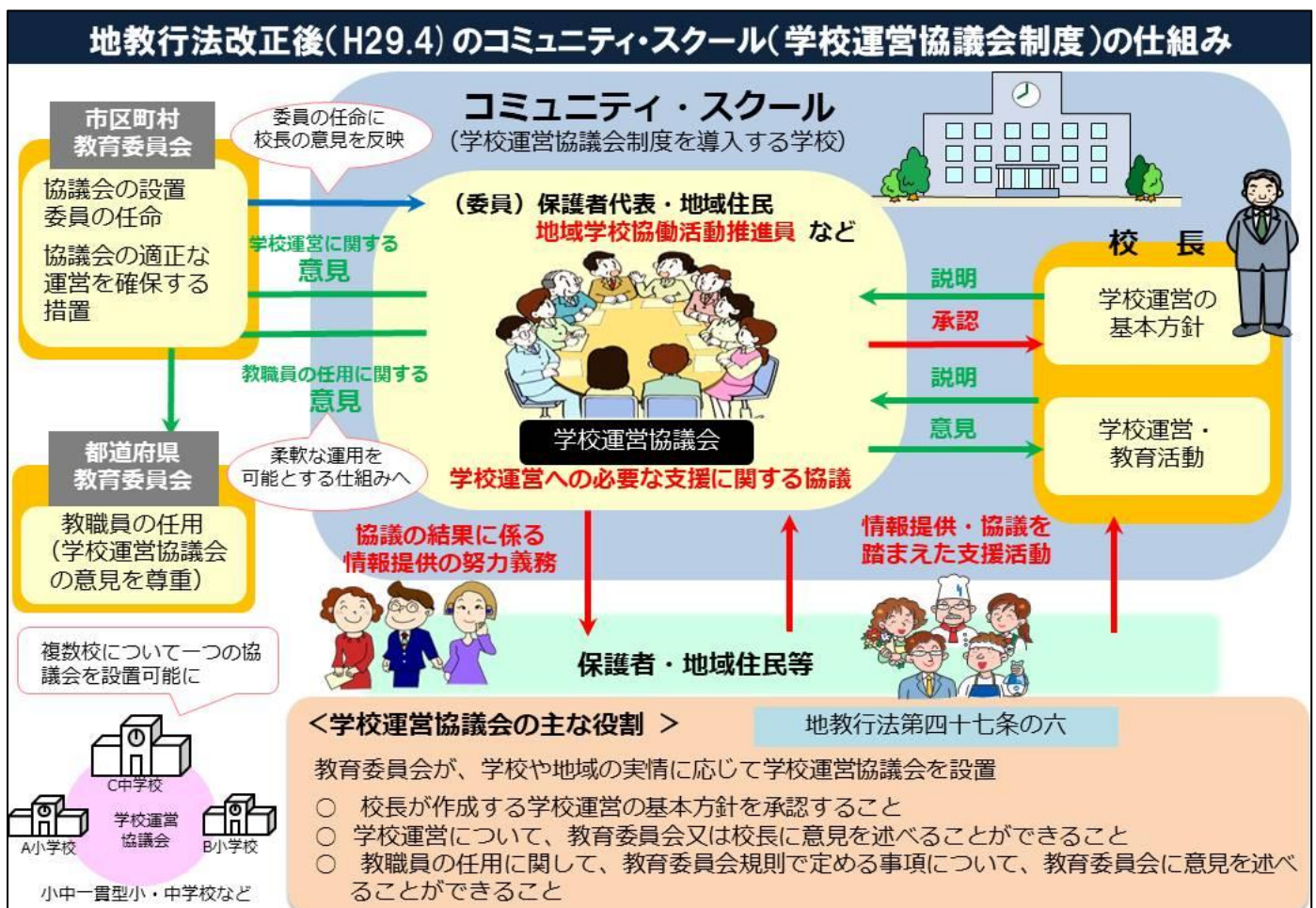
CSは、学校運営協議会（以下「協議会」といいます。）を設置する学校のことをいいます。

協議会は、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するための仕組みであり、平成16年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「地教行法」といいます。）の改正によって制度化されて以来、「地域と連携した取組が組織的に行えるようになった」などといった成果に関する認識とともに、全国に広がってきているところです。

他方、今日、児童生徒の状況に応じたきめ細かい学習支援、生徒指導上の課題への対応、学校安全の確保など、学校を取り巻く課題はますます複雑化・困難化しており、こうした課題を解決し、子供たちの「生きる力」を育むためには、教職員のみならず、地域住民や保護者等（以下「地域住民等」といいます。）の適切な支援を得ながら、学校運営の改善を図っていく必要があります。

このため、学校と地域の組織的・継続的な連携を可能とする協議会について、更なる活動の充実と設置の促進を図る必要があるとの認識の下、必要な制度の見直しを行い、平成29年4月1日から改正地教行法が施行されました（以下、本改正を「平成29年改正」といいます。）。

各教育委員会においては、改正された制度の趣旨を踏まえ、それぞれの地域や学校の状況に応じた適切な措置を講ずる必要があります。



Q2 協議会は必ず設置しなければならないのですか。

これからの公立学校は、地域とともにある学校へと転換し、地域との連携・協働体制を持続可能なものとしていくことが不可欠であることから、全ての公立学校において学校運営協議会制度の導入を目指すべく、各教育委員会に対して、これまで任意に設置するものとされていた協議会について、設置の努力義務を課されることとなりました。

この趣旨は、各教育委員会において、協議会が有効に機能するために必要な学校と地域の信頼関係の構築や、関係者の理解増進等の手順を踏みつつ、漸次、協議会の設置に向けた取組を進めていくことが求められています。

協議会をまだ設置していない教育委員会においては、この改正の趣旨を踏まえ、協議会の設置に向けた検討をこれまで以上に積極的に行うことが必要です。

Q3 協議会の役割や設置する際に留意すべきことについて教えてください。

今日の学校を取り巻く課題に適切に対応するためには、地域住民等との連携・協働体制を構築し、その協力を得ることが不可欠です。そして、それらの協力・支援活動が適切に行われるためには、その活動を担う地域住民等が、当該学校の校長が持つ学校運営のビジョンや、当該学校の運営の現状、児童生徒が抱える課題等を的確に把握することが必要です。

従来から、協議会は、その協議の対象となる学校（以下「対象学校」といいます。）の校長が作成する学校運営に関する基本方針の承認等を通じて、対象学校の運営について協議をすることとされてきました。このような学校運営に関する協議を通じて、協議会は、学校運営の現状や児童生徒が抱える課題等を把握する立場にあり、そうした課題を解決するための地域住民等による支援の方法や内容について、協議会が併せて協議を行うことが効果的であると考えられます。

こうした状況を踏まえ、平成 29 年改正より、協議会の役割として、従来の学校運営に関する協議に加え、学校運営への必要な支援に関する協議も行うものとされました。

各教育委員会においては、協議会が有効に機能するために必要な学校と地域の信頼関係の構築や、関係者の理解増進等の手順を踏みつつ、漸次、協議会の設置に向けた取組を進めることが大切となります。

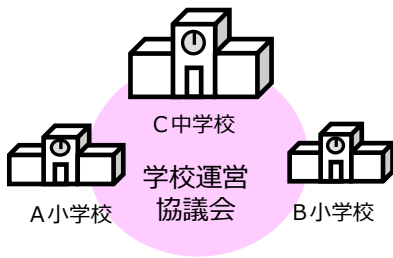


Q4 協議会の設置対象校を教えてください。

協議会を設置する対象の学校となり得るのは、地方公共団体が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園です。

なお、本県においては、当面は小・中学校への導入に向けて検討を進めています。

Q5 協議会は、各学校に置くとするのですか。



旧制度においては、協議会は学校ごとに置くものとされていたところですが、小中一貫教育の効果的な実施や、中学校区内における複数の学校間の円滑な連携を図るためには、複数の学校について一つの協議会を置くことができる仕組みが必要であるとの指摘も踏まえ、今回の改正において、同一の教育委員会の所管に属する二以上の学校について相互に密接な連携を図る必要がある場合には、当該二以上の学校について一の協議会を置くこともできるよう、規定の整備を行いました。

具体的にどのような場合に複数の学校で一つの協議会を置くことができるかについては、法の委任を受け、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六第一項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令（平成二十九年文部科学省令第二十三号）」において定められています。

Q6 協議会の委員は誰が決めるのですか。

協議会は、学校運営及び任命権者の任命権の行使の手續に關与する一定の権限が付与される機関であることから、その委員については、設置者である教育委員会の責任において人選が行われ、任命されることになります。

その際、幅広く適任者を募る観点から、例えば、公募制の活用等選考方法を工夫するとともに、地域住民や保護者等へ広報、周知に努める必要があります。

Q7 協議会の委員は具体的にはどのような方が望ましいのでしょうか。

委員は、これまで、対象学校が所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者等から選任することとされていました。

しかし、協議会は、平成29年改正により、学校運営への必要な支援に関しても協議を行うこととしました。この協議が実効的・効果的に行われ、かつ、その結果を踏まえた学校運営への支援活動が円滑に実施されるためには、実際に当該学校の運営改善に関する活動を行っている者が協議に加わることが求められるようになりました。

このため、平成29年改正により、協議会の委員に「学校の運営に資する活動を行う者」が加えられました。その典型的な例としては、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）に規定される「地域学校協働活動（※1）」において、中核的な役割を果たす「地域学校協働活動推進員（※2）」が想定されていますが、それ以外にも、例えば、

- 年間を通じて学校と地域の行事の共同実施や、朝学習の指導を積極的に行う自治会やPTA等の団体の代表者

- 学校の授業における学習支援やキャリア教育を積極的に行うNPOの代表者

といった方を任命することも考えられます。

これらの学校運営への支援に関するネットワークを持っている方をすでに任命している教育委員会におかれては、そうした方を「学校の運営に資する活動を行う者」として任命することで、さらに効果的な協議会の運営が期待されます。



また、法定されている者以外の委員としては、例えば、対象学校の校長、教職員、指導主事等の教育委員会事務局職員に加えて、地域の商工会等の関係者、警察や児童福祉施設など関係機関の職員、教育行政や学校教育に指揮権を有する有識者等が想定されています。

※1 地域学校協働活動

登下校指導、校庭整備、各教科の学習支援、地域の資源回収、地域伝統行事への参加等、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことです。教育振興運動の活動内容もこれにあたります。これらの活動は、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指しています。

※2 地域学校協働活動推進員

従来の学校支援等に従事している「コーディネーター」のことです。社会教育法第9条の7では、教育委員会が地域学校協働推進員を委嘱できることを定めており、地域と学校をつなぐコーディネーターは、今後、「地域学校協働活動推進員」として委嘱されることが推奨されています。

Q8 教育委員会が決める委員で、学校や地域の実情にあった協議ができるでしょうか。

協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関する協議を行い、後述するように、校長が作成する学校運営に関する基本的な方針を承認する役割を担う機関です。そのため、協議会の委員は、単に第三者的な立場から学校運営を批評するような者ではなく、対象学校について一定の理解を有した上で、当該学校を応援する存在として、その運営改善に資するような建設的意見を述べ、学校運営に責任感を持って参画することができる者であることが求められています。

こうした人材を確保するためには、学校運営の責任者としての立場にある校長が、自校の運営の現状や課題等に照らして、どのような人物がその運営の改善に資するかを考え、任命権者である教育委員会に意見を申し出ること、委員の任命にかかる手続きに具体的に関与することが適当であることから、平成29年改正により、対象学校の校長が協議会の委員の任命に関して教育委員会に意見を申し出ることができることとされました。

各教育委員会におかれては、規則において、委員の選定の際に校長から意見を聴取する手続きについて規定を置くなど、対象学校の校長が意見を申し出る機会を確保するための措置を講ずることが必要となります。



Q9 協議会の委員を任命するにあたり、留意すべきことは何ですか。

委員については、公立学校としての運営の公正性、公平性、中立性の確保に留意しつつ、適切な人材を幅広く求めて任命するとともに、協議会において合議体として適切な意思形成が行われるよう、研修等を通じ、委員が協議会の役割や責任について正しい理解を得るよう努める必要があります。

また、協議会の委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に該当し、特別職の地方公務員の身分を有することになります。このため、地方公務員法上の守秘義務等は課されませんが、委員は、児童生徒や職員等に関する個人的な情報を職務上知り得る可能性があることから、教育委員会規則において守秘義務を定めるなどの適切な対応が必要となります。

Q10 協議会は、学校の運営に関してどのようにかかわるとよいのですか。

協議会は、校長の作成する学校運営の基本的な方針の承認を通じ、育てたい子供像や目指す学校像等に関する学校運営のビジョンを共有し、地域住民等の意向を当該方針に反映させることで、地域住民等が校長とともに学校運営に責任を負っているという自覚と意識を高めるとともに、学校運営の最終責任者である校長を支え、学校を応援する役割を担っていることを明確化するものです。校長は、承認された学校運営に関する基本的な方針に沿い、その権限と責任において教育課程の編成等の具体的な学校運営を行うこととなります。

教育課程の編成以外の学校運営に関する基本的な方針の対象となる事項としては、一般的には、施設管理、組織編成、施設・設備等の整備、予算執行等に関する事項が考えられていますが、具体的には、地域や学校の実態等に応じて教育委員会規則において定めることとなっています。

なお、協議会は、学校運営に関して協議する機関として設置されるものであることから、基本的な方針の承認に止まらず、当該学校の運営全般について、広く地域住民等の意見を反映させる観点から、教育委員会又は校長に対して主体的に意見を申し出ることができることが明確にされました。

Q11 「教職員の任用に関する教育委員会に対する意見」の改正の趣旨は何ですか。

第7項 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。



この協議会による対象学校の職員の任用に関する意見は、地域とともにある学校づくりの観点から、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、地域住民等が協議会を通じて直接任命権者に述べることができることとしたものであり、対象学校の運営に関する基本的な方針を踏まえ、学校と協議会が実現しようとする教育目標等にかなった教職員の配置を求めるための重要な機能といえます。

Q12 「職員の任用に関する意見」があると、学校の運営自体に混乱を招きませんか。

協議会を設置していない教育委員会の一部等からは、当該意見が述べられることにより、教職員人事や学校運営の混乱につながるのではないかと懸念が示されており、協議会の設置促進にとっての足かせとなっているとの指摘がありました。

しかし、こうした懸念は、実際に協議会を設置することにより、ほとんど解消することがわかっています（平成 25 年度の文部科学省の委託調査によれば、「任用の意見の申出で人事が混乱しないか」といった課題意識を持つ対象学校の校長の割合は、協議会設置前は約 23%であったところ、設置後は約 1%に低減しています。また、平成 27 年度の文部科学省委託調査においては、「教職員の任用に関する意見申出により人事が混乱した」との設問に対して、回答した対象学校の校長のうち「とても当てはまる」と答

えたのは0%、「少し当てはまる」と答えたのは約0.4%にとどまっています。)

Q13 「職員の任用に関する意見」があると、教育委員会や校長の意見具申権に変更が生じますか。

現行の市町村教育委員会の内申権、校長の意見具申権には変更は生じません。したがって、協議会の意見の有無や内容にかかわらず、校長は意見具申を行うことが可能であるとともに、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の内申を待って任命を行う必要があります。その際、市町村教育委員会は、内申の内容について、協議会の意見の内容との調整に留意する必要があります。

なお、県費負担教職員に関する協議会の意見については、設置者としてその内容を了知しておく必要があることから、手続上、市町村教育委員会を経由して都道府県教育委員会に提出されるものであり、市町村教育委員会においてその内容が変更されるものではありません。

Q14 しかし、「職員の任用に関する意見の尊重」とありますが・・・。

第8項 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、第7項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

法律で規定される職員の任用に関する意見の意義が果たされるためには、協議会が単に意見を述べるのみならず、任命権者において、協議会の意見の内容を実現するよう努めることが求められています。このため、本項は、任命権者が協議会の意見を尊重することを規定するものです。

ただし、本規定は、任命権者の任命権の行使そのものを拘束するものではなく、任命権者は、協議会の意見を尊重するとともに、市町村教育委員会の内申（地教行法第38条）や人事評価の結果等を総合的に勘案し、最終的には自らの権限と責任において任命権を行使することとなります。

Q15 「職員の任用に関する意見」は具体的にどのようなものがあるのでしょうか。

職員の任用に関する意見については、各学校の特色や地域の実情等を踏まえつつ、どのような事項を協議会による意見申出の対象とするかについて、各教育委員会の判断に委ねることが適当と考えられることから、平成29年改正において、協議会の意見の対象となる事項の範囲について、各教育委員会規則で定めることされました。各教育委員会においては、この趣旨を踏まえ、それぞれの域内の事情を勘案し、適切に規則を設けることが求められています。

規則においてどのような内容を定めるかは、まさに各教育委員会が検討・判断する必要がありますが、例えば、協議会の趣旨を踏まえた建設的な意見に限ることや、個人を特定しての意見ではなく、対象学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見に限ることなどが想定されています。

Q16 「職員」とは誰のことですか。また「任用」の捉えを教えてください。

対象となる「職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、指導養護教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校事務職員その他当該学校の職員がすべて含まれます。

また、「採用その他の任用」とは、採用、転任、昇任に関する事項であり、分限処分、懲戒処分などについては本項に基づく意見の対象とはなりません。校長、教育委員会においては、協議会が本項に基づく意見を述べようとするに当たって、適切な意思形成を行えるよう十分な情報提供に努める必要があります。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(第 47 条の 6) 条文

学校運営協議会関係法令

【関係条文】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）（抄）

※学校運営協議会制度は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成十六年法律第九十一号）において創設。最終改正は「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」（平成二十九年法律第五号）による。

第四十七条の六

1. 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くよう努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。
2. 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
 - 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
 - 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
 - 三 社会教育法（昭和三十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
 - 四 その他当該教育委員会が必要と認める者
3. 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
4. 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
5. 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。
6. 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
7. 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
8. 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
9. 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、

又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10. 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五号）（抄）

附則

（学校運営協議会の在り方の検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第四条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六の規定の施行の状況、学校教育を取り巻く状況の変化等を勘案し、学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六第一項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令（平成二十九年文部科学省令第二十三号）（抄）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六第一項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 同一の教育委員会の所管に属する小学校及び中学校において、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十九条の九第一項の規定により小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す場合

二 同一の教育委員会の所管に属する中学校及び高等学校において、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施す場合

三 同一の教育委員会の所管に属する小学校及び当該小学校に在籍する児童のうち多数の者が進学する中学校において、これらの学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合その他教育委員会においてその所管に属する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認めた場合

*なお、上記法令はすべて平成 29 年 4 月 1 日に施行されている。

《参考資料》

文部科学省：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（第 47 条の 6）条文解説

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/suishin/detail/1313081.htm

いわての「コミュニティ・スクール」

4 地域学校協働活動・地域学校協働本部

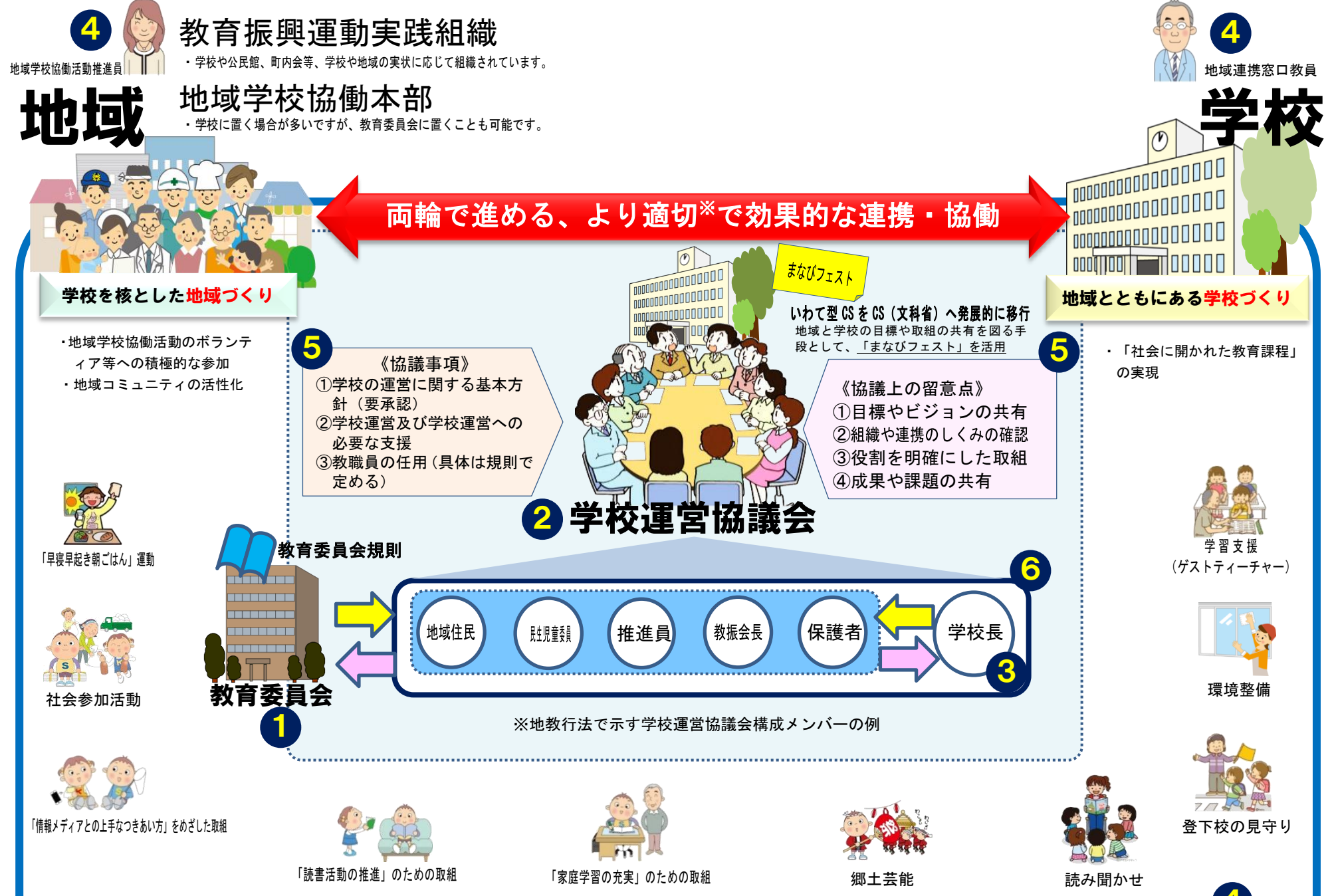
- 「地域学校協働活動」は、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えとともに、**地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動**のことであり、**その地域の推進体制が「地域学校協働本部」**です。
- 教育振興運動が充実している地域や学校では、その**実践組織が中心**となって様々な**地域学校協働活動が展開**されています。
- 「地域学校協働活動推進員」は、**従来の「コーディネーター」**であり、**学校の「地域連携窓口教員」と連絡調整を図りながら**、地域学校協働活動の企画や運営等、**中心的な役割**を担います。

5 学校運営協議会の協議事項と留意点

- 協議事項（③について）
教職員の任用に関する意見の対象として、教育委員会規則で定める事項の具体的な内容は、各教育委員会の判断に委ねられるものですが、例えば、**「学校運営協議会の趣旨を踏まえ、「学校運営の基本方針の実現に資する建設的な意見に限ること」や、「個人を特定しての意見ではなく、学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見に限ること」**などが想定されています。
- 留意点
学校運営協議会は、保護者・地域住民等が学校運営協議会に参画し、**目標やビジョンを共有**することを可能とする仕組みです。また、この協議会の設置により、**地域と連携した取組が組織的・継続的に**行えることや、**学校に対する保護者や地域の理解が深まる**など、学校運営の改善に関する成果が期待されています。

6 学校運営協議会の設置例

- 既存の「**教育振興運動実践組織**」を法律が示す「**運営協議会**」の構成員に照らして移行させる方法が考えられます。
- 既存の「**学校評議員**」や「**学校評価委員会**」等を、法律が示す構成員を増やして、「**学校運営協議会**」に発展させる方法が考えられます。
- 協議内容を、「**学校評価**」等の限定されたものから、**法律が示す協議内容に発展させて実施**することができます。
- 協議する際は、構成員が学校運営への参画意識をもち「**学校の求めに応じた意見**」から、「**積極的に意見する**」ことに留意する必要があります。



地域や学校の実状に応じた地域学校協働活動の充実を図ります。

・学校運営協議会で決定した事項を「**地域学校協働本部**」や「**教育振興運動実践組織**」が中心となって具現化に努めます。

連携・協働の推進体制整備

教育振興運動

・本県の地域と学校の連携・協働の基盤となる運動。地域や学校の実状に応じて、理念や既存の取組を積極的に活用します。

1 教育委員会

- 教育委員会規則で定めるところにより、その所管する学校ごとに**学校運営協議会を置く**ように努めなければなりません。
- 2つ以上の学校に、1つの**学校運営協議会**を置くことも可能です。
- 対象学校の職員の任命権者は、**当該職員の任用に当たっては、運営協議会から述べられた意見を尊重**するようにします。
- 学校運営協議会の運営が適性を欠くことにより、対象学校運営に現に支障が生じ、又は生じる恐れがあると認められる場合においては、**当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければなりません**。

2 学校運営協議会

- 学校運営協議会は、当該学校の**運営及び運営に必要な支援**に関して協議する機関です。
- 学校運営協議会の委員は、**教育委員会が任命**します。
- 対象校の校長は、委員の任命に関する意見を**教育委員会に申し出**ることができます。
- 学校運営協議会は、当該学校の運営及び運営に必要な支援に関し、**学校の所在する地域の住民、在籍する児童生徒、保護者その他の関係者の理解を深める**ようにします。
- 学校運営協議会は、学校との連携・協力の推進のため、対象学校の運営及び運営に必要な支援に関する**協議の結果等の情報の積極的な提供に努める**ようにします。

3 校長の役割

- 運営協議会の委員の任命に関する意見を**教育委員会に申し出**ることができます。
- 学校の運営に関して、**教育課程の編成、その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針**を作成します。
- 作成した基本的な方針を学校運営協議会で説明し、承認を得るようにします。
- あくまでも学校の運営責任者は校長であり、**学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません**。

※地域と学校の連携・協働にあたっては、地域や学校の規模等の実状をふまえ学校の過負担とならないよう十分に留意し、現在全国的に取り組み始めている「働き方改革」の取組状況を念頭に置きながら適切に進めることが大切です。

《主な参考資料》

- コミュニティ・スクールって何?! ～魅力からつくり方まで、お教えします～
《平成 28 年 7 月 文部科学省初等中等教育局参事官付》
- コミュニティ・スクール 2017 ～地域とともにある学校づくりを目指して～ 《文部科学省》
- コミュニティ・スクール 2018 ～地域とともにある学校づくりを目指して～ 《文部科学省》
- 地域学校協働活動ハンドブック 《文部科学省》
- 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策
について（答申） 平成 27 年 12 月 21 日 中央審議会
- コミュニティ・スクール「地域とともにある学校づくり」の実現のために
《著者：佐藤晴雄 2016 年 8 月 15 日 株式会社エイデル研究所》

《主な参考 web サイト》

- 文部科学省 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）コミュニティ・スクール関係法令・
通知等
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/suishin/detail/1345123.htm
- 文部科学省 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）設置の手引・パンフレット・事
例集等
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/school/index.htm

《資料・写真提供》※順不同

- 滝沢市教育委員会
- 八幡平市教育委員会
- 八幡平市立安代小学校
- 八幡平市立寄木小学校
- 盛岡市立仁王小学校

地域と学校の連携・協働の充実

地域と学校の体制づくり(概要版)

～コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)と地域学校協働本部等整備のための参考資料～

発行：岩手県教育委員会事務局 生涯学習文化財課 地域学校連携担当
発行日：平成 31 年 2 月

本編及び概要版は下記ホームページに掲載しています。(※ダウンロード可能)

■岩手教育情報交流ネット「@ひろば」(※要パスワード)

<https://www2.iwate-school.jp/group/生涯学習文化財課/>

■岩手県生涯学習情報提供システム「まなびネットいわて」

<http://www2.pref.iwate.jp/~hp1595/>